

議 事 日 程

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	広瀬 守 克	2番	藤 橋 直 樹
3番	若 原 達 夫	4番	北 川 静 男
5番	関 谷 守 彦	6番	森 健 治
7番	森 清 一	8番	馬 淵 ひろし
9番	松 野 貴 志	10番	今 木 啓一郎
11番	杉 原 克 巳	12番	棚 橋 敏 明
13番	庄 田 昭 人	14番	若 井 千 尋
15番	広 瀬 武 雄	16番	若 園 五 朗
17番	松 野 藤四郎	18番	藤 橋 礼 治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	副 市 長	梶 浦 要
教 育 長	加 納 博 明	企 画 部 長	山 本 康 義
総 務 部 長	久 野 秋 広	市民部長兼 巢南庁舎管理部長	棚 橋 正 則
健康福祉部長	平 塚 直 樹	都市整備部長	鹿 野 政 和
調 整 監	宇 野 真 也	環境水道部長	矢 野 隆 博
教 育 次 長	広 瀬 進 一	会 計 管 理 者	清 水 千 尋
監 査 委 員 事 務 局 長	西 村 陽 子		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広 瀬 照 泰	書 記	松 山 詔 子
--------	---------	-----	---------

書 記 近 藤 圭 代

開議の宣告

○議長（庄田昭人君） おはようございます。

早朝より傍聴いただきまして、ありがとうございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ここで、議員並びに執行部の皆さんにお知らせをいたします。

本日3月11日は、東北地方を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災が発生した日です。本日で発生してから10年となります。そこで、震災により亡くなられた方々に哀悼の意を表するため、震災発生時刻の午後2時46分に1分間の黙祷をささげたいと思います。

定刻になりましたら庁舎内に放送が流れますので、御協力をお願いいたします。

日程第1 一般質問

○議長（庄田昭人君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

15番 広瀬武雄君の発言を許します。

広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） おはようございます。

議席番号15番 広瀬武雄でございます。

ただいまは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、質問をさせていただきたいと思いますが、その前に、ただいま議長からもお話がありましたように、本日は3月11日ということで、東日本大震災から10年。死者1万5,900人、行方不明者2,525人、また、今なお全国に避難していただいている方々が4万1,000人ということでございまして、誠に大変な震災でございまして、心からお見舞い申し上げると同時に、亡くなられた方々につきましてはお悔やみ申し上げる次第でございます。

さて、私が通告いたしましたのは、本日は以下の3点でございます。

最初に、新型コロナウイルスワクチンの接種について、それから次は、公立小学校1学級35人以下の導入について、それから、教科担任制の導入についてと。

それぞれが今までにも質問された方、そして私の後にも質問をされる方々が同様の質問事項でたくさん通告されておりますので、なるべく簡便にさせていただきたいと思います。

それでは、以下詳細は質問席よりさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、第1点目の新型コロナウイルスワクチン接種につきまして、質問をさせていただきます。

予防接種の当市の今後の考え方はどのようなものかにつきまして、具体的にお伺いいたしたいと同時に、過去における文教厚生委員会等々で御発表されたことも含めまして、市民に多く知らせるがためにも、この議場において、それら重なった部分も含めて御答弁を願えれば誠にありがたいと思います。

なお、現在瑞穂市では、感染者は179人と比較的落ち着いております。また、県内では4,675人の感染者が出ているとの情報がございしますが、新しい変異種も県内6人が発生しているとの報道に接しますと、これからも大変だなあという感じを受けるところでございしますが、そのような中におきまして、先ほど申し上げましたことを福祉部長より御答弁を願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） おはようございます。

ただいまの広瀬議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、ワクチン接種への今後の考え方についてというところでございますが、感染防止に対して現在取り得る最善策と考えております。したがって、できるだけ多くの市民の方に接種をしていただきたいというふうに考えております。

そのためには、まずは市が用意をさせていただきます会場へ来ていただく集団接種を中心に、先行させまして、スピード感を持って開始をしたいというふうに考えています。その後、市内の医療機関などで打っていただく個別接種、そして高齢者等の施設に入所してみえる方には、その施設の中で接種できるような、いわゆる施設接種の方法など、医師会の協力も仰ぎながら、できるだけ多くの接種機会を設ける方向で考えております。以上でございます。

[15番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

ただいまは、施設優先ということでございますが、なるほどいろいろな情報によりますと、各自治体も同様に、従来よりの計画の変更をしております、やはりワクチンが思うとおりに送られてこないという現実を踏まえて、4月12日から始まる高齢者への新型コロナウイルスワクチン接種をめぐるしまして、全国の自治体が相次ぎ接種計画を変更しておると、こういう情報を得ておるところでございますが、当市におきましても、今のお話では、そのような施設優先に切り替えていくという答弁ではあったかなあと確認するところでございます。

刻々と変わりますので、いわゆる広報でいろいろなお知らせをいただいております。ワクチン接種の流れとか、あるいは時期とか、場所とかというようなこと、あるいは町内の回覧でも、そのような情報を回していただいておりますが、先ほどの答弁ではありませんが、回覧とか広報に変更があれば、小まめにその辺のところを発信いただくということをお願い

いしたいところではありますが、その辺の考え方はいかがでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 市民の方々への周知につきましては、私どもも大変憂慮しているところでございます。先月2月の中旬から下旬にかけて、自治会長さん方を回る機会がございました。そのときにおいてもそういったお話がございまして、広報、回覧では月1のペースになってしまいますので、号外のような形でいろんなお知らせをさせていただいてもよろしいかというようなことを自治会長さん方にはお願いをしてみました。したがって、通常は月の初めに回るような回覧であるとか広報でございますけれども、いろんなことが決まりますれば、月の半ばでも回覧、広報等々でお知らせをしたいと思っております。もちろん、ホームページでありますとか、そういったすぐにできることにつきましては、いろんなところが早速公表していきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔15番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

最近の新聞によりますと、県知事が4月5日の週には岐阜市を最初として、12日の週、それから19日の週、4月26日の週というふうに分けまして、新型コロナワクチンの供給スケジュールを発表いたしております。その辺のスケジュールにつきましては、本市としては当然承知の上だと思いますが、それ以後、これ3月6日頃の発表でございますが、このスケジュールはそのまま周知できるのか、また変更になっているのかも含めまして、再度御答弁を願いたいと思っております。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 現時点で私どもが得ている情報については、議員のお見込みのとおりでございます。

〔15番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） そこで、先ほどのまた答弁に戻りますが、いわゆる老人ホーム等々の施設を優先して云々という答弁がありました。残念ながら、瑞穂市におきましては、いわゆるそういう施設が他の市町に比べて比較的少ないんですね。そこで全部消化できるかということ、そうでもなさそうだなあという感覚も湧くわけですが、その辺の優先順位というか、そこが優先でいったけれども2番手はどこなのか、3番手はどういう方々なのかという考え方はございますか。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） まず当初の一番初めの御質問へのお答えにつきましては、私ども

の説明が少し不足していたかもしれません。申し訳ございませんでした。

改めて答弁をさせていただきますと、まず市が用意する会場へ来ていただく集団接種が中心になるというふうに考えております。これについては65歳以上の方ということになります。

その後、個別接種ということで市内の医療機関へ行っていただくことがございます。

高齢者への施設入所の方についての接種につきましては、これはなかなか難しいところがございます。もちろん65歳以上の方でございますので、集団接種との兼ね合いがございます。

この辺につきましては、どちらを先にするかということについては現在医師会と協議中でございますので、必ずしも施設の中の方を先行させるということは決定事項ではございません。

しかしながら、クラスター等でありますとか、そういうことを考えますと、県のほうからはやはり施設のほうでの接種につきまして、できるだけ早くというふうなことは言われてきております。したがって、総合的に考えますと、この辺につきましては、詳細につきましてはまだ詰め切れてございませんので、また医師会等とも協議して詰めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

[15番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

今、医師会というお話が出ましたが、1つだけ確認しておきますが、漏れ何うところによると、何かPLANT-6の駐車場を借りてそこに集団接種の建物を臨時的に建てて対応したいというようなお話があるやなしやに聞いたことがございますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 今、具体的な民間施設のお名前が出てまいりましたけれども、そういった民間施設を使った、借り上げて行うことにつきましては、確かにそういったお話はございましたが、最終的に私どもの公共施設を使うというふうに決定をしてところでございます。以上でございます。

[15番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

それでは次に、これも報道によりますと、当市は通告にありますように、このコロナ対策におきまして、プロジェクトチームをつくられたと。それらの目的とか内容とか役割につきましては、いわゆる文教厚生委員会ではお話をいただいたかも分かりませんが、やはりこれも先ほどと同様、広く市民に行き渡るように、この場でもう一度御発言をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 続きまして、ワクチン接種のプロジェクトチームについてお話をさせていただきたいと思います。

このチームの目的、役割は、いかにスムーズに接種を行うかというところに主眼を置きまして、できるだけ多くの方にワクチンを打っていただきたいというふうに考えたところで編成をしたところでございます。

チームの活動といたしましては、現在はワクチン供給が不安定な中で、それでもいかにまずは高齢者の方に集団会場で接種していただくかというところの方策を練っているところでありまして、庁内の職員が協力して知恵を出し合って、この事業に当たっているというところでございます。以上でございます。

[15番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） 今のところは、具体的に云々という詳細な協議はされていないということよろしいですか。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 失礼いたしました。少し説明が足りなかったようでございます。

もう少し詳細を説明させていただきますと、先ほどの会場の件がございましたが、会場の決定でありますとか、会場の中のレイアウトというか配置ですね、そういったようなこともこのプロジェクトチームで話し合いをしながら詰めているところでございます。

[15番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

それでは次に、関連にはなりますものの、これもいろいろな情報の中で知り得たことでございますが、新型コロナウイルス感染者への医療従事者の差別・偏見を防ごうということで、差別禁止の条例を制定する自治体が増えているとのことでございますが、例えば2月上旬時点では20余りの自治体が条例を制定し、あるいは防災無線で差別禁止を呼びかけるなどの取組も始まったと伺っております。

新規感染者の増加で、周囲に感染者が出る機会も増え、いわれのない差別が増える可能性があります。具体的な例として、兵庫県の明石市辺りは、コロナ感染者に対する差別的な扱いや誹謗中傷を防ぐため、同県内で初めて差別禁止などを盛り込んだ条例の制定を目指しているという情報がございます。3月の市議会に条例案を提出して可決されれば4月1日から施行されると、こういうことのようにございますが、同様、瑞穂市におきましては、いわゆる差別的な偏見を防ごうという目的で、このような条例を制定するようなお考えはございますか。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 議員御指摘の新型コロナウイルス感染症に対する差別につきましては、私どもも大変心を痛めているところでございまして、ただいまお話のございました、こういった関係条例の制定につきましては、夏ぐらいに私どもの中でも話がありました。

そこで、県等々にも相談をしたようなところがございました中で、この条例につきましては県のほうが岐阜県感染症対策基本条例というものを制定され、令和2年7月9日に施行ということになりました。そしてこの条例の第14条に、何びとも感染症の患者、医療従事者等に対し、感染症の罹患、そのおそれ等を理由にして不当な差別的取扱い、または誹謗中傷をしてはならないというふうに規定をされました。したがいまして、当市といたしましても、県条例でございますので、これを遵守すべきと考えておりますので、市独自のいわゆる条例の制定というところは今のところ考えてございません。以上でございます。

〔15番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

コロナの通告につきましては、先ほども申しましたように大勢の方が今後も、今日も明日も御質問されますので、さらに質問したいことはありますが、この辺をもちましてコロナの問題につきましては終わりとさせていただきたいと思ひまして、次の通告の質問に移らせていただきたいと思ひます。

これは、公立小学校1学級35人以下の導入という項目でございますが、政府は、これ2月の2日だと思ったんですが、公立小学校の1学級当たりの上限人数を35人とする義務教育標準法改正案を閣議決定したとの情報が広く知れ渡っております。

現行は小学校1年生のみが35人で、小学校2年生から5年生は40人。2021年度に小学校2年生を35人とし、その後、学年ごとに順次引き下げ、25年度までに全学年を35人とするという上限の一律引下げが約40年ぶりに発表されたと、こういうことではございますが、いろいろありますが、まずもって現在当瑞穂市の小学校7校ありますが、それぞれどのような学級編制になっているかを県の指導、あるいは教育委員会の方針もございまして、それを踏まえて、どのような編制がなされているかお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（庄田昭人君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 公立小学校の1学級35人以下の導入についての御質問について、お答えをさせていただきたいと思ひます。今、広瀬議員さんが国の状況について、今後このようにやっていただくという御質問の中の説明がありました、岐阜県は独自の方法で進めているところもございまして、県の教育委員会の方針と、学級編制に関わる方針も含めて、現在の市内の状況を説明させていただきたいと思ひます。

現在、国の学級編制基準におきましては、小学校1年生は35人、それ以外の学年は40人とな

っております。しかしながら、岐阜県は小学校2年生・3年生及び中学校の1年生と、これらの学年においても1学級35人学級となっております。いわゆる県が独自に教員を配置して35人学級を達成しているという考えでございます。この経緯につきましては、当時いろいろ教育委員会内部、あるいは校長会等の協議において、こういった形で県の教育委員会が独自の施策として進めてきた状況でございます。

市内の状況、令和2年度の本年度の様子について御説明いたしますと、もしも全国と同じというような状況で市内を見た場合、それと岐阜県が独自にやっている2年生・3年生が35人学級、この比較でお答えをさせてもらうわけですが、35人学級を実施したことによって増えている学校、学年はどこか。2年生で1学級あります。7校のうち1校。穂積小学校で2年生が、本来なら、国の基準40人学級なら1学級少ないんですが、35人学級をやっていることから、穂積小の2年生は1学級増えております。また、3年生で見ますと、3校が該当しております。同様の理由で、穂積小、生津小、西小が3学級、それぞれ市内で3学級増えるわけですが、そのような状況が生まれております。ということで、市内全部では、2年生で1学級、3年生で3学級増えているという状況でございます。そのような形でそれぞれの学校で、あとは40人学級、35人学級に合わせた形で実施しておるといった状況でございます。以上です。

[15番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

というのは、おっしゃるとおり、国の方針もさることながら、県独自の方針に従って瑞穂市は既に35人学級をいろいろな学校に取り入れている実績がありますよと、こういう内容かと考えるところでございます。

そういうことで、少人数学級という意味合いからは、非常に先生が1人の生徒に寄り添う時間も、40人学級よりもさらに親切的な教育、あるいは相談ができるものと考えてところでありますが、これからはさらに、徐々にこの辺が全学年に及ぶということからいたしますと、その辺の課題とか、あるいはメリットとか、あるいはひょっとして財政的な問題も生じてくるのではないのかなあと、これは遠い将来かも分かりませんが、その辺の考え方もある程度、教育委員会のほうでも御検討いただいているのかも分かりませんが、その辺のところも少し御答弁願えればありがたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 35人学級を導入いたしますとどのような状況になるかということで、お答えいたします。

具体的などころでお話しすると御説明しやすいかと思っておりますので、例えば1つの学年の児童が40人だったとします。これ通常だと1学級ですが2学級になります。とすると、学級を担任

する教員が1名多く必要となってまいります。同時に、教室も1つ余分に要ります。これまで、例えば小学校でいきますと算数の時間、この時間は学級を少人数に分けて授業をやっておりました。これを少人数指導といいます。少ない人数の子供たちの学級をつくって授業を行うことによって効果が上がると考えられて、算数において導入してまいりました。そのため、先ほど言っていました1人の担任が要るといのは、この同時に算数の授業を2つの教室でやるわけですから、その教員が当たる。また、教室も算数のために、いろんな学年が使う算数教室とか、少人数指導教室という部屋を使っていたので、そこを教室に充てると。いわゆる教員の問題であるとか、教室の問題であるといのは、こうした形で今後は対応できるというふうに考えておるわけです。

ただ、財政的な問題はどうかというところが入ってまいります。教室が1つ増えれば、先生用の机も要ります。教卓、教壇も要ります。今、議会でも議決いただいて使わせていただいております電子黒板とか、こういったものも必要になってまいります。細かいことを言いますと、給食配膳台であるとか、あるいは今年導入しますタブレット、これを保管する保管庫だとか、いろんなものが必要になってくるわけですが、そういったいわゆる教室備品と言われるものについては、見通しを持った中で財政措置をすることによって設置できるというふうに私たちは考えておるところでございます。そのような状況で対応できるというふうに、今のところは教育委員会は考えております。以上です。

〔15番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

そういうことで、いろんな新しいことを導入していく上には、現在の設備、あるいは教室の数、そのままでいかないという傾向もあるやに伺うところでございます。そこで、当然のことではあります、35人学級が全部導入された場合に、一番問題になるのは先生の数かなあと、このように思うわけでございます。

昨今の新聞によりますと、先生の希望者といのは、受験する希望者が大変少なくなっていると。だからその辺は質の問題に行くわけですが、大体全国的に2.7倍と伺っておるところでございます。いろいろな学校というか、いろいろな市町の、あるいは県の教育委員会の試験を、1つだけ受けるんじゃなくて、2つ3つ受けられますと、大体3倍くらいの競争率ですと、ほとんど全部受かってしまうと、こんなような情報もちよっと得ているわけですが、結果それは致し方ないことではありますものの、教員を増やさなければならない中でも、課題はやはり質の高い教員をいかに採用するかという問題になってこようかと思うところではあります、ただ、教員の採用といのは市独自でできるものではなく、県の教育委員会が中心になって採用試験を行っているのが現実でございますので、県のほうにそれは任せざるを得ないんですが、

昔、ある市によりますと、市独自で先生を採用してそのような新しい方針に対応してきたという、近場では犬山市辺りが非常に有名でございましたが、今その市長は辞められまして、そういう方針が継続されているかどうかまでは確認いたしておりませんが、いわゆる35人学級などを導入いたしますと当然先生の数の問題、それから質の問題等々が、いわゆる課題として取り上げられるのではないかなあと考えるところでございますが、その辺一言御答弁いただければありがたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 教員の数につきましては、これは毎年早い段階で、来年度のそれぞれの学校の学級編制、いわゆる先ほどの学級数は幾つになるのかという調査がございます。それに基づいて県の教育委員会が、退職者数との兼ね合いの中で採用すべき人数が決定されてまいります。そういった作業が行われております。瑞穂市も、毎年学級数が合計すると違ってまいります。それを県の教育委員会に報告することによって、これだけの学級があるからこれだけの教員を配当しますという形でいただけるわけでございます。

瑞穂市としましては、教員の数についてはそういった配当があるということ、それから今後学級数が増えていった場合についてもそういったことや、あるいは先ほどお話をさせていただいたように、算数などで少人数指導をやっている教員が、いわゆる加配の教員としております。この加配である教員を学級担任にすること、それから話が戻りますが、教室も少人数指導で使っていた算数教室を普通教室にすること、という形で対応できるというふうに考えておりますのでよいかというふうに思います。

もしも瑞穂市で独自に採用するということができないわけじゃないんですが、採用の方法であるとか、生涯にわたる給与の面であるとか、市の職員となるわけですので、異動ができません。こういった形で採用するということは非常にリスクの高い部分もありまして、独自に判断して行うということは大変難しいなあということを考えております。県内でもそういった形で非常に難しいという状況が今生まれていると思います。独自に採用したからといって優秀な教員が採用に向かってくるというわけでもなく、県の教育委員会が採用された職員の配当をいただくという形で今後も進めていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

[15番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） どうもありがとうございました。

それでは、この項目に当たりまして、本日また別な議員が質問されるようでございますので、この辺でこの項目につきましては終了しまして、次の項目に移らせていただきますが、同じような項目になろうかと思うんですが、一括で質問してもよかったかなあと思うところでございますが、ちょっと分けて質問をさせていただきます。

いわゆる教科担任制の導入について。これも中教審ですね、これが今年の1月26日に小学校5・6年で専門の教員が教える教科担任制を、2022年度をめどに本格導入することを明らかにいたしました。5・6年というのはやはりよくよく調べてみますと、中学校とのスムーズな接続を見通しているのではないかと、かように思うところでありまして、教科はやはり実験や観察に取り組む理科、あるいはつまづく児童の多い算数、それから2020年度から初めて教科となった英語ですね。この理科、算数、英語を教科担任制にしたいと。しかもそれは2022年度をめどに本格導入をすると、先ほど申しましたとおりでございますが、そこで、先ほどと同様、当瑞穂市は、既に5・6年生で、あるいはまた他の学年で教科担任制を導入している学級はあるかどうか、まずもってお伺いし、導入時期がもうあと1年先ではございますが、それらの導入の課題とか問題点とかメリット等々をお伺いできたらありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 市内の小学校のいわゆる学校の教育計画、これを教育課程といいます。この編制の状況を見ますと、市内の7小学校全てにおいて、5・6年生で教科担任制は何らかの形で実施をしております。

その実施の在り方については各学校様々でございまして、方法がいろいろあります。例えば教務主任という役職の職員がおります。この教務主任、あるいは生徒指導主事など、学級を担任していない教員がおるわけですし、この教員が6年生に行って、例えば家庭科を教えるとか、音楽を教えるとかいうような形でやっている学校もあります。あるいは、3学級6年生であった場合に、3つの学級の担任それぞれが、私は図工が得意、私は家庭科が得意、私は理科が得意というふうであれば、お互いの授業をそれぞれ、1組の理科の得意な先生が2組も3組も見ると、2組の音楽が得意な先生が1組も3組も見るというような形で、学年の中で分担し合って専門性の高い教科を行うといった形での教科担任制、こういうような形で今行っております。

現状としましては全部の学校がやっておりますが、それ以外の学年ではどうかということですが、3年生、4年生、あるいは学校によっては2年生でやっている実例が今入っています。ただし、これは先ほど申しましたように、学級を担任していない先生がどの教科が専門性が高いかということによって変わります。令和2年度の教務主任の先生が理科だとすると理科でやりますが、この方が例えば音楽に変わると音楽で教科担任制が入るというような形になります。なので、固定することは難しいということが考えられます。以上が市内の状況でございます。

〔15番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

現状を御報告いただきましたが、その辺非常に運営面におきまして、やはり難しい面も多々

あろうかと思えます。

私どものような年齢の者にとりましても、この問題は過去、例えば音楽とか理科の実験とか体育とかというような科目におきまして、その専門の先生に御担当いただいた記憶がございます。それで、それはそれなりに当時のこととして大変有意義なやり方ではなかったかなと思うわけですが、やはりこの方策は実行した各市町の感想を聞いておりますと、専門の教員による授業は分かりやすいとか、あるいは児童の学ぶ意欲の向上につながるとか、学習内容が高度になり環境変化に悩む中1ギャップ解消への期待も随分好評だというような評価が出ておるところでございますが、いろいろな問題点はあったとしましても、それこそ県独自の考え方もございますでしょうが、なるだけいいことは早めに進めていただくことを期待するところでございますが、その辺の可能性はいかがなものでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 先ほど今後一、二年で導入についてのメリット、あるいは課題等もという御質問があった、それにお答えしませんでした。誠に申し訳なかったです。

今、議員さんおっしゃられるように、今後一、二年ということではありますが、これはあくまでもまだ中教審の答申でございます。文部科学省がこれを決定したというわけではございませんので、いきなりこんな算数、理科、英語でぽんと来ることはあり得ないと思います。

というのは、それぞれの専門性の高い教員を、じゃあ小学校に全ているのかといたら、いません。そういうような状況の中で、今後の採用等にも関わってくるわけでございますが、これは県の教育委員会が今後の方針等を考えて対応を図っていくと思いますし、我々もそういう要望は出していくという状況です。

その中で、先ほども言われましたが、教科担任制を行うメリットというのは、いろいろありますが、私たちはやっぱり3点考えています。

1つは、やっぱり教科指導の専門性が高い、そういった教師がいろんな教材を活用して授業を行います。そうすると、質の高い授業にやっぱり変わっていく可能性が高いと思っております。これによって一人一人の学習内容の定着、あるいは理解といったものが高まっていくだろうと私たちは期待をしています。

2つ目には、専門のそういった教員をもしも担任以外で採用できるならば、さらにこの教科担任となる教員がおるわけですので、授業準備もその担任ができます。そうすると、例えば理科で専門教科で担任していただける方がおれば、学級担任の負担軽減にもつながっていくと。そうすると、学級担任は子供に向き合う時間が増えていくという形で相乗効果がいろいろ期待できるというのが2点目でございます。

3つ目に考えることは、教科担任にすることによって、そのクラスの子供を見る目が複数になる。それまでは学級担任1人で子供を見ています。子供も教師も人間ですので、いろんな見

方ができるんですね。そうしたときに、1人の学級担任が全てを見てしまうことのよさもありますが、5・6年生になった場合に、複数の教員が見ることによって、子供をより理解できるような方向につながると考えることができます。これが生徒指導に生かされて、子供の心の安定だというようなことにつながれば、先ほど議員がおっしゃられたような中1ギャップの解消にもつながっていくだろうということが考えられております。

以上がメリットとして考える部分ですし、逆にやはり課題ということもあるわけですが、先ほど申しました、1人の教員が見ることによってよく分かる。例えば、ある子は理科は得意だけど算数の授業になるとちょっと不得意だと。でも理科のよさを算数の授業で生かしていくとかいうような見方も、小学校の1人の学級担任で行うことによってできるわけです。それが教科担任でできなくなる部分は否めないわけですが、その辺りは横断的な対応をしていくということでフォローできるかというふうに考えております。

また、やはり専門教科ということになりますので、専門性の高い教員を今後やはりいかに確保していくかということも見通しの中で考えていかなきゃならない課題としてあるというふうにつかんでおりますので、御理解いただければありがたいと思っています。以上です。

[15番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

やはり専門性が得意な先生は、それを発揮していただいて子供たちに教えていただくというのは、それなりのメリットがあるかと思えますし、担任制はそういう非常にメリットが多い反面、この学級担任制のままですと、小学校の場合はどのような科目においてもその先生が、理科であろうが算数であろうが、全部その先生が教えて、1つの教室を独占的にいわゆる指導できるという、先生にとってはひょっとしたらそれがやりやすいのかも分かりませんが、父兄から見ると何か疑問を呈するというようなところもあろうかと思えます。

いずれにいたしましても、教科担任制は、教員が得意分野を担当することで授業の質が高まることや、学級担任制に比較して教員の負担が減り、働き方改革にもつながるといような考え方もございます。

したがって、いろいろメニューはたくさんございます。GIGAスクール問題、あるいはIT教育等々も含めて、学校は本当に現場のほうは多忙ではないかと思えますし、校長先生をはじめ、先生方にも大変生徒指導には御苦労をかけていると思えますが、「みずほの教育」という、こういう教育委員会から出された中身を見てみますと、なかなかすばらしいことが書かれております。今も次の3年度の教育要覧をおつくりになろうとされていらっしゃるそうでございますが、ぜひともこの「みずほの教育」に準じた教育を、今後ともよろしくお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 15番 広瀬武雄君の質問を終わります。

7番 森清一君の発言を許します。

森清一君。

○7番（森 清一君） 皆さん、おはようございます。

また、傍聴者の皆様、本日は傍聴ありがとうございます。

議員番号7番、無所属の会、森清一でございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

10年前のまさしく今日、午後2時46分、東日本大震災が発生しました。東北地方を中心に広い範囲で、また様々な形で甚大な被害を受けました。いまだその傷痕も多く残しており、復興するにはまだまだ多くの時間を要することです。そして、10年後の先月2月13日、その余震とされる福島沖地震が発生し、家屋倒壊や土砂崩れ等を引き起こしました。その10日後、家屋倒壊、その下敷きになって1人の方が亡くなっているのが発見されました。

いずれにしましても、この震災において多くの方が亡くなりました。その亡くなられた方に哀悼の意を表するとともに、また被災された多くの方々に改めてお見舞いを申し上げます。

さて、私の質問は、1つ目に、震災時に対応できる防火水利について、2つ目に、広域連携についての質問をさせていただきます。

これよりは質問席において質問させていただきます。

それでは、地震に関連いたしまして、震災時に対応できる防火水利についての質問をさせていただきます。

この地域で地震の話になれば、必ずといっていいほど出てくる南海トラフ。この南海トラフで30年以内にマグニチュード8以上の地震が起こる確率は70%程度と予測されております。この地域でも、いつ巨大地震が起きてもおかしくない状況にあります。

本市の場合は、地震による建物の倒壊、損壊、また液状化現象が想定されており、さらに二次災害としての火災も想定されております。火災時の被害を最小にとどめるための防災・減災の備えをしっかりとっておかなければならないと、これは行政としても、また一市民としても当然のことであると思います。

先般の新聞によりますと、東日本大震災の影響で発生した火災のうちで、消防が放水したのは153件であり、その主な消火用水源の調査結果が先般報告されました。このうち、消防車の積載水、消防車に積んだ水で対応したケースが29.4%と45件、一番多く、次に水道管から取水する消火栓が使われたのは39件の、4分の1、25.5%でありました。これは平常時の火災よりも15ポイントほど低いとのデータが開示、報告されました。

消火栓というのは、消火活動の主力であります。それが地震による断水や瓦礫の下敷きによって使えなくなったケースが多いといい、専門家は耐震性の高い防火水槽や水道施設の整備強

化が必須だと指摘しております。

そこで、当市における人工の防火水利にはどのようなものがあるのか、お聞かせ願います。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 森議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在当市の消防水利でございますが、消防水利の基準を満たす基準内の消火栓、地上式と地下式というのがあるんですけども、これが1,387基、市内にはございます。特殊防火井戸が609基、防火水槽が19基、耐震性貯水槽が4基、飲料水兼用の耐震性貯水槽が1基ございます。

また、市内の小・中学校10か所のプールを指定水利としております。

次に、それぞれの消防水利の説明をさせていただきます。

当然、今言いました消火栓というものは地上式と地下式ということで、上水のほうから取水してということで皆さんよく御存じのものですね。道路際に立っていて、カバーがかぶっててというものもありますし、地下式といって蓋を開けて消火栓というものもあります。

ただ、難しい、ちょっと変わったものがあります。特殊防火井戸といいます。こちらはプロの消防士さんが使う、道路か何かに消防水利というマークがついていてというところもありますし、道路に黄色い線を四角く引いてあって蓋があって開けるという形もあります。これは素掘りの井戸なので、そこにポンプ車をつないで吸い上げるという形になるということですね。

あと防火水槽といいまして、ポンプ車に結合した吸管といいますか、ポンプ車の先に籠をつけて、泥とか何かごみが入らないようにして、どんと水槽を入れてという形の防火水槽だとか、耐震性貯水槽、これは地震があったときにも大丈夫なタンクなんでございますが、そういう貯水槽もございます。消火用の水源として使いますし、生活用水とか、水が減った場合に給水が必要となった場合に使うということです。この場所、耐震性貯水槽に関しましては駅南の広場とか駅北の広場、そして牛牧北部防災コミセンにもございます。あと呂久駐車場兼バス停のところにもあります。

あと、飲料水兼用の耐震性貯水槽です。水道管があるんですけど、途中にぼこんと、イメージ的に膨らませたとして、こっちにまた水道管が流れる。常時お水は流れているんだけど、揺れがあったときはばんばんと両方止まると。そうするとタンクになりますよね。そういうものですね。それが穂南公園の中にもございます。犀川のほうですね。穂南公園のほうに1か所あります。

こういうのが今、森議員が言われた人工的な消防水利ということになります。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 森清一君。

○7番（森 清一君） 今、消防水利につきましていろいろと御説明をいただきました。

この中で、これは今人工の件について言われました。そのほかにも、自然の水利ということで河川や水路、また池などを利用できるという、そんなこともあります。

しかし、当市内におきましては、この消防車両が入れないような狭隘道路や、火災時には燃え広がりやすい木造建築物が多いと、そんな箇所が何か所もあると思います。巨大地震が発生したときには、断水や瓦礫で下敷きになって使用できない消火栓もあり得ると考えられます。

火災が発生したときは初期消火が大切だと言われておりますが、当市において地震で断水した場合に一般市民でも使用できる防火水利にはどのようなものがあるのか、お聞きいたします。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 一般の市民の方々が利用できる水利としましては、やっぱり消火栓になるんですよね。ですから、議員が言われたように、どかんと地震が来たときに、上水管が止まったと、水道管が止まったということになりますと、御指摘のとおり、水道管の破裂などによって断水する可能性は非常に高いということになります。当然、消火栓というのは水道管から取水しておりますので、使用不能になるというおそれがあるということです。

また、巢南のほうのエリアにあります防火水槽につきましては、使用する際にはどうしてもポンプ、くみ上げないといけないということになるので、水槽ですからたまっていきますので、そちらをくみ上げるポンプが必要となるということで、ポンプを持っていかないといけないということで、なかなかその一般の方々が対応するというのが難しいというのは私どもも認識しております。

そのほかの消防水利としましては、耐震性貯水槽及び飲料水兼用の耐震性貯水槽の水を利用する方法もありますが、やはりこれもポンプとかが必要となるので、一般の方が初期消火で使用するということはほぼ困難な状況にあるのかなあとということで思っております。

〔7番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 森清一君。

○7番（森 清一君） 地震が起きて断水した場合には、本当に一般の市民が使えるような防火水利はなかなかないというような、そんなことでございます。

特に、消防車が進入できないような狭隘道路周辺で、木造家屋が立て込んだ地域における防火水利、これは地震関係なく、今現在ですね、そういうようなところには、防火水利が適切に配置されているのか、それらがまた十分に機能し得るのか、またその場所や使用方法が地域住民に十分周知されているのか、お聞かせ願います。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 市では、都市計画法に基づく開発行為に係る同法第29条に規定する開発行為の許可、または建築基準法第6条に規定する確認に際して、瑞穂市宅地開発事業に関する消防水利の設置指導基準というのがございます。それに基づいて、近隣商業地域だとか商

業地域、工業地域、工業専用地域においては防火対象物から100メートル以内、要は燃えるもの、建物等々のところから100メートル以内、その他の用途地域においては、用途地域の定められていない地域、それとか防火対象物からは120メートル以内ということになっています。商業地域で割と密集しているところとか燃えやすいものがあるとか、そういうところは厳しく100メートル以内に防火水利を置きなさいということですよ。そういう基準があるということです。

これに基づいて、新しく住宅が立ち並んだ地域などでございますが、消防水利が不足している箇所だなあとと思われるところは、消防署や地域からの要望を基に協議させていただきまして、毎年度この整備を進めておるといことです。よく道路のところ、やぐらを組んでがったんがったんと井戸を掘っているところなんか見たことあると思うんですけどね、そういう井戸を、消防水利なんかを掘って準備しているということです。

また、消火栓につきましては、一般的な地上の消火栓と道路舗装の下に設置する地下式消火栓がありますが、周辺の土地利用の変化などにより、徐々に今地下式へと移行している状況となっています。道路のそばに消火栓があるんだけど、ここ田んぼだったんだけど、ここが開発されておうちが建ちましたってよくあるパターンですよ。そうすると、おうちの玄関前に消火栓があるとかちょっと難しいということで、あまり距離は離れなくて近場のところの道路の中に埋めて地下式の消火栓に替えるということでございます。

地下式消火栓の使用の際は、専用の器具等々が必要となって、いわゆる地上式の消火栓とは比較して使用が難しいということもありまして、地元の方のほうには説明書の配付を行うということとか、地域の要望があれば訓練時などに、皆さんが集まっていたいる機会に際して職員が出向きまして、使用方法を説明するというようなことも努めているということでございます。

ここで、議員さんからいろいろお話を聞いて、狭隘だとか、ポンプ車、車両が入りにくい狭い道路の奥におうちがあるという方々にちょっとお願いしたいことがございます。議員が言われるように、狭隘道路周辺エリアでの火災発生時の初期消火におきましては、御近所さんで協定を結ぶような御提案でございまして、協定といいますか、掛け合いですね。例えば、私のおうちの周りの、一般的には見えないんだけど、ここに消火栓、消火器が置いてあるよということの前、後ろ、横のお隣さんにお話ししていただくということが大事じゃないかなあというふうに思っております。昔でいう隣組という言葉があったと思いますが、こういう共同体的な活動をしていただけるとありがたいかなあと思います。いざ火事が出たというときに、あそこ、隣のうち出ておるよというときに、自分ところの外のやつを持って行ってかけてあげるとか、それがお互いにあるといいかなあというふうに思います。

また、1つの例としまして、自治会単位でのそういう協定もあります。本田自治連合会のほ

うでは、隣の自治会の消防ホースですね、隣の班のホースなんだけれども、こちらは違う自治会なんですけど、近いから使わせてくださいという協定を結んでみえます。これも同じ意味だと思いますね。そういう形で、いわゆる皆さん御存じのような自助・共助・公助という言葉があるんですが、この場合のケースでいいますと「近助」、近くの人を助けるという意味合いで、特に狭隘の方々にはそういう助け合いの精神でやっていただけると、私どもも時間が稼げまして、プロが入っていく時間が助かるということもありますので、お願いしたいと思います。以上でございます。

[7 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 森清一君。

○7番（森 清一君） ありがとうございます。

やはり地震が起きたような場合とか、また狭隘道路なんか消防車が入れない、そういうときにはやはり初期消火をするには、先ほど言われました消火器ですね、消火器をそういう地内にはなるべく多く配置するなど、どなたでも使えるようなそういうような配置を、最近各自治会でも結構そういうところも見受けられますので、そういうことをまた地域住民に十分周知しながら、私もPRしていきたいなあと考えております。

消火用に水を供給する人工の設備ですね、全国に249万か所あるそうです。そのうちの消火栓はその8割を占めているということをおっしゃっています。しかし、この東日本大震災で消火栓が機能しなかった例もあり、ある消防団員の手記によると、地下防火水槽の水がすぐに切れてしまう、また消火栓も水は出なかった、だから遠い川から水を引いて消火に当たったというような、そんなような手記も残されております。

震災時の火災において、初期消火には消火栓が最も重要な防火水利であります。その消火栓を機能させるためには、やはりこの水道管の耐震化設備、耐震化の整備が重要なことであると思います。当市の水道管の総延長、先般お聞きしましたところ320キロあると。そのうちの耐震化がされているのは6.4%、約20キロほどであるという、そんなことでございます。まだまだ進んでいないのが現状であるかと思っております。

また、過去には、消火栓と消防ホースの接続器具、これの口径が合わずに、結局消火活動ができなかったという、そんな事例もあると聞いております。

今後いつ発生するか分からない巨大地震に備えて、消化水利の耐震化を含めた拡充や消防設備の充実、保守・維持管理と、そして最も重要な初期消火体制の確保、これが重要かと思えます。そのためにも、この消防活動の最重要課題である消防団員の拡充のための費用弁償、こういうものも他市町では見直しをされておられるところもあるそうです。この費用弁償の見直しについても今後検討されるようお願いいたしまして、次の質問に移ります。

次に、広域連携についてという質問で幾つかさせていただきます。

我が国は、急激な人口減少、少子高齢化の進展が進み、2060年には人口は約8,600万人まで減少し、65歳以上の人口の割合は約40%になると見込まれております。地域経済や地域社会を維持することが困難になると推測されております。そのような中で、住民生活に密接に関わる身近な基盤自治体である広域的な市町間の柔軟な連携が必要であると考えます。

そこで、当市における広域的な連携協約等についてどのようなものがあるのか、現状をお聞かせ願います。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 議員御指摘のとおり、人口減少、少子高齢化が急速、急激に加速する中で、近隣市町との連携は不可欠となってくるのが現状です。

現在、当市を含めた近隣4市3町、瑞穂市を当然含めまして、岐阜市、山県市、本巣市と、岐南町、笠松町、北方町において岐阜連携都市圏というものを形成しております。岐阜連携都市圏といいます。おのおのの市町の個性を尊重しつつ、これまでの連携を礎とした信頼・協力関係のさらなる深化を図るということによって、各市町ともに人口減少の歯止めとなる拠点として、将来世代に安定した活力ある社会を残せる圏域を目指して、様々な取組を行っているというのが狙いとなっています。

実際、この当連携の目的と具体的な取組をちょっと大きく3つに分けて御説明させていただきますと思います。

1つ目ですが、圏域全体の経済成長の牽引というのが目的でございます。具体的には、産学金官民が一体となった協議の場を設けまして、圏域全体の経済成長推進体制の整備に取り組むビジョン懇談会の開催や、圏域企業等の合同説明会、観光イベントの相互PRなどがございます。

2つ目には、高次の都市機能の集積・強化ということがございます。具体的には、二次救急医療体制の確保というものがありますし、圏域内の公共施設の将来的な相互利用を目的とした検討体制の構築ということがございます。

3つ目です。圏域全体の生活関連機能サービスの向上というものがございます。具体的には、医療分野においては健康づくり事業の広域展開、福祉分野におきましては病児・病後児の相互連携、圏域内外の住民との交流・移住促進を目的とした魅力発信のためのパンフレットの作成、またふるさと納税の共通返礼品事業などがございます。航空写真なんかの共同撮影をして連携して取り組んだということで、各自自治体が飛行機を取って航空写真を撮っているのを経費が削減されるというケースもございます。

今までの説明が岐阜市を中心とした周辺の岐阜連携都市圏でございますが、瑞穂市でのオリジナルの防災での協定がございますので、御紹介させていただきます。

1つ目は西隣、神戸町さんとの越境避難に関する防災協定です。瑞穂市の呂久地区の方々が

神戸町の下宮小学校へ避難できるように、連携をして協定を結んでいるものです。

また、遠く離れますが、東京都の瑞穂町ですが、大規模災害のときに相互応援協定というのを結んでおりますので、万が一の場合、物資とか資機材、それから車両の提供、また職員の派遣というのも相互に行つてということで、オリジナル的でございますが、防災上の連携を行っているということを御紹介させていただきました。以上です。

[7番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 森清一君。

○7番（森 清一君） この岐阜連携都市圏構想、こういう連携の中で岐阜市と3市3町、この中で36件、これは第2次総合計画後期基本計画案の中で広域連携事業として36件上げられております。それはそれとして、今御説明ありましたようなことを進めていただければいいと思います。

それでは、この岐阜市以外、先ほど若干説明はございましたけれども、まだまだいろんな連携があると思います。また後で質問の中で補足して紹介していただければいいんですけれども、介護・医療、福祉、また廃棄物処理等、こういうものについてはもとす本県広域連合での連携があります。また、他市町との様々な連携協約、御紹介もありましたようなものもありますし、また各企業との防災協定とか、また高校、大学との協定の中で、先日報告のありました岐阜農林高校との連携の中で柿ぱすたというこの地域ブランドのものが出来上がったとか、また朝日大との包括連携協定、こういうものによる相互交流、いろんな面でこことも協定を見ながらやられているというふうに思います。

また、昨日も若干質問の中でありました犀川グリーンインフラ事業ですね、ここで開発していく中で、隣の墨俣地区との連携というか、さくら公園を、あそこら辺を整備していく中で、大垣市との連携等ですね、こういうものも今後十分に連携しながら、十分にあそこに人を集められる、楽しんでもらえる、そんな場所にしていいただければいいかなあとと思います。

そういう中で、広域連携事業としていろいろある中で、令和3年度の予算案の中で路線バス、大野穂積線、安八穂積線、これの運行費負担金として、前年度より100万円多い1,762万3,000円が計上されております。そのうちの1,490万円、これがふるさと基金より負担されているという、そんなことでございます。

この安八穂積線の路線バス運行は、平成28年頃より当市と安八町合同で地方創生推進交付金の補助を受けて、地域に適した広域の公共交通網の形成として路線バスの運用が開始され、今日に至っているということでございますが、さきの総括質疑の中でも関谷議員からもありましたけれども、この安八穂積線の運用状況と利用率向上に向けた対策等についてどのように考えられておられるのか、お聞きいたします。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 瑞穂市内を運行する路線バスはJR穂積駅を起点としまして、北側方面としましては北方町、本巣市を經由して大野町までを運行する大野穂積線というものと、南側方面では大垣市墨俣地区を經由して安八町までを運行している安八穂積線というのがございます。

その運行費用の支払いにつきましては、それぞれのバス運行事業者との路線ごとに協定書を締結しまして、それを根拠としましてお払いしているということです。なかなか公共交通機関という事業というのは、運賃だけではなかなかやっていけないというところがございます。ですので、沿線住民が参加しまして、欠損的な補填、欠損補填というような形で補助金を出して運営をしているということです。

その運行費用の支払いでございますが、それぞれありますけど、特に今御質問の安八穂積線でございますけれども、過去3年間になりますけど、負担金の総額として安八穂積線では1,579万円をとということになっています。

他市町との費用負担割合の算出に当たりましては、沿線市町と締結した協議書の中で定められた範囲内で支払うことになっておりますので、各市町が負担する総額の中の瑞穂市支払い分の割合は、大野穂積線におきましては15%、安八穂積線については約43%となっている今状況です。

路線バスの運用状況について御説明します。

大野穂積線が、平成30年度でございますが、4万5,306人乗ってみえます。令和元年度では5万5,664人。安八穂積線のほうです。安八穂積線は、平成30年度は2万4,224人、令和元年度が2万9,034人と順調に推移していたところでしたが、この令和3年度に入りまして、新型コロナの影響により減少しているという状況が顕著に見られるということです。

今後の対策等々どう考えているのかという御質問ですので、運行エリアである各市町、ここでは安八穂積線が今御質問の案件になっておりますので安八町さんでございますが、利用者の増加に取り組んでいきたいと考えてはおります。

安八穂積線につきましては国庫補助が打ち切られましたということがあります。市町負担分が増加しているという現実です。先般も安八町さんのほうへ訪問させていただいて、国庫補助金の復活を目指すべく事業展開を改善しようということでお話をさせていただきました。直近で2回ぐらいお話をさせていただいているという事実がございます。

また、市民の方々の中より、多くの方にバスを利用させていただきたいということを思っておりますので、バスの利用の仕方というものを含めたバス路線の周知というものを強化したいと考えております。また、利用状況の把握だとか市民ニーズの蓄積をしまして、それらを路線再編に反映するようなことが大事だと考えておりますので、このことにつきましても、安八町さんのほうと連携しながら乗客数増加を図っていきたいと考えておりますので、よろしくお願

したいと思います。

[7 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 森清一君。

○7番（森 清一君） 今説明がございましたけれども、やはり再びこの地方創生推進交付金の補助を受けられるようにするという、そういうためには利用客をそこまで戻さなければいけない、増やさなければいけない、そういうことになると思います。そのための見直しというか、安八町とのルートの見直しとか、また安八町から穂積駅、多分安八町、各他市町から穂積駅を利用されている方は非常に多いと思います。そういう中で、この穂積駅のバス利用、そういうものをやっぱりいかにPRしていくか、そのためにはやはりルートの見直しというのは大事なことになると思いますし、また穂積駅のソフト面、そういうものでぎわいをつくる、あそこへ行くと面白いことがあるよと、そういうものも当然関連づけながら、バスを利用して乗客数を増やしていくと、そういうことが当然これから必要になるのかなということで、やはり隣接市町との密な連携によって、知恵をお互いに出し合って、効果的な運用を進めていただくようお願いいたします。

それとあと先ほどこちよっとありました墨俣、要は大垣市の中を通過して5つの停留所があります。そういうところでの利用率も多分あるとは思いますが、やはり大垣市に対しても、もっともっと利用をしていただくような、そんな話を進めていかれればと思います。よろしくようお願いいたします。

次に、広域的な道路網整備計画についてお聞きいたします。

近隣市町では、今後の東海環状自動車道の開通に伴い、さらに広い範囲での移動が予測されることを見越し、市町それぞれが道路網整備や地域づくりの計画を進めておられます。

例えば本巣市におきましては、本巣パーキングエリア近くには新庁舎が建設予定でありますし、またそのパーキングの隣接するところには公園が整備されるとのことも聞いております。また、糸貫インターチェンジ開通を見込んだアクセス道路の整備、また、本巣市を南北に縦断する西部連絡道周辺の開発促進等も計画されております。

また、北方町に行きますと、高屋・柱本の地域、この地域では工場誘致、あるいは商業施設の誘致が決定して、ここへの集客を図るというようなこともあると思いますけれども、道路整備も新しく計画をされておられるということを知っています。

当市におきましても、（仮称）中山道大月多目的広場の建設が進められており、オープンすれば多方面からの集客を図らなければならないということです。大野神戸インターチェンジ、あるいは糸貫インターチェンジ、本巣パーキング方面、また南からは安八町からのアクセス道路も検討されなければならないと思います。

このように、各市町それぞれが地元の発展を目指した目玉施設や道路網整備計画を打ち出し

ております。広域連携の中で、他市町からの効率的なアクセス道路を計画するには、市内外の多くの人々が利用する幹線道路について、隣接市町間及び市内の地域間の交流を集約しつつ、広域的なスタンスが必要となります。

既に岐阜県南大野線整備促進期成同盟をはじめ、ほかにも幾つかのそんな組織があるとは承知しておりますが、やはりこの隣接市町をつなぐ道路を計画するに当たっては、例えば広域道路整備計画協議会なるものがあるのもいいのではないかなと考えておりますが、その点どのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 市町をまたがる主要な広域的な道路につきましては、国道や県道がその役割を担っており、地元自治体との協議・調整を行いながら、国・県によるそれぞれの整備が進められております。

なお、これら広域的な道路整備につきましては、主要地方道岐阜・県南・大野線では瑞穂市、大野町、神戸町により主要地方道岐阜県南大野線整備促進期成同盟会を、主要地方道北方・多度線では瑞穂市、本巣市、北方町により本巣縦貫道整備促進期成同盟会を設立し、各市町での周辺の土地利用等情報交換、調査・研究も行いながら、道路整備内容に関する要望等も踏まえ、連携を図りながら県へ要望活動を実施しているところでございます。

また、安八町内に平成30年3月に開通いたしました名神高速道路安八スマートインターチェンジの整備におきましては、安八スマートインターチェンジ地区協議会に瑞穂市も参加し、その協議会の中では、そこへのアクセス道路についても話し合いをしております。また、名神高速道路本線では、瑞穂市を案内する看板が上り下りに取り付けられ、初めて高速道路に瑞穂市の名前を掲げていただいたところでございます。

各市町が管理する道路につきましては、それぞれの行政区域単位での道路整備計画が策定されており、それに基づき道路整備が進められているところでございます。これら個別の道路網計画を持ち寄って、行政境でのお互いの道路のアクセス等について包括的に協議する場につきましては、正直申し上げて、持ち合わせておりません。現在は道路ごとに隣接市町との個別協議を行いながら、その調整を図っているところでございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 森清一君。

○7番（森 清一君） ありがとうございます。

いろんな形で、その路線ごとにとりか、いろいろ連携しながらやられている。

やはりこの瑞穂市、どこの市町でもそうですけれども、計画を立てるときに、やはりこの我がまちがよくなるように、利便性がいいようにというふうで考えるのが普通ではないかなと思いますけれども、これから特に東海環状自動車道が開通しますと、広範囲での移動という中

で、やはりこの主要幹線、あるいは幹線道路のみならず、やはり市道についても、やはりそういう他市町との動き、他市町からの入ってくる人、また我々が出ていく、そういう路線についても、やはり広域連携の中で調整というか、お互いに情報交換しながら進めていただくといいのかなと思います。

特に重要な幹線としまして、12月の定例会でも杉原議員が質問された本巢市の西部連絡道を何かして当市の美江寺・西結線に直結するような南北縦貫道路、また岐阜・巢南・大野バイパスの延伸計画ですね、それとか市道西部環状道路の整備、これは安八のほうへ抜ける。そういうことも、やはり重要な路線でもありますし、関係市町と積極的に連携調整をされることが必要ではないかと思えます。またその点、よろしく願いいたします。

今後、この東海環状自動車道が開通するなど、生活圏が広域となる中で各市町が発展していくために、道路網の整備計画における広域連携をお願いいたします。

続きまして、J R穂積駅につきましては、1日平均約1万8,000人の乗降客数があり、当市は周辺市町を含めた圏域15万人の拠点化に向けたJ R穂積駅圏域拠点化構想事業を進めております。その利用者の多くは周辺市町から来られており、穂積駅のアクセス手段は車が49%を占めているため、周辺市町からのアクセス道路の整備が重要なこととなります。

アクセス道路の整備も含めたJ R拠点化構想事業での広域連携について、現状と今後の対応についてお聞かせ願います。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） J R穂積駅圏域拠点化構想事業は、穂積駅を周辺市町15万人の拠点として位置づけ、駅利用者の交通利便性の向上や交通環境の改善、地域の魅力づくり等を進めることにより、安全・安心で魅力ある駅周辺を目指すものでございます。

広域連絡道路といいますと、当然のことながら主要地方道北方・多度線、いわゆる本巢縦貫道でございますが、先ほど申し上げましたように、本巢縦貫道整備促進期成同盟会でもって、近隣市町との連携を図っているところでございます。

その穂積駅へ接続する主要なアクセス道路は、駅南側にあります都市計画道路の一般県道穂積停車場線と、駅北側にあります線路沿いの市道3-1号線が整備されているのみです。そのほかは住宅地内の市道によりアクセスしている状況となっております。

したがって、今回の計画検討を進めるJ R穂積駅周辺整備事業におきましては、穂積駅へのスムーズなアクセスを確保するため、広域的な道路ネットワークと連携した都市計画道路を適切に配置することにより、交通利便性の向上を図っていきたいと考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 森清一君。

○7番（森 清一君） ありがとうございます。

J R穂積駅周辺の利便性向上と活性化のためには、当然駅周辺のハード面での整備だけではなく、ソフト面においても、例えば先般実施された弁当の販売とか、また定期的な野菜販売等、他市町も参加できる、こういうものに他市町からも大いに参加できるような、そんな穂積駅周辺環境にしていただきたいと。そういう中で、穂積駅でこういうイベントをやられるけれども、遠くの人にはなかなか行きたくても車が止められないよ、道路ももちろん狭い、なかなか寄りつきができないという声をよく聞きます。そういう面ですね、やはりこの駅周辺に気楽に気軽に止められるような駐車場とか、またこのイベントを行うにおいても、もっと狭い場所でじゃなくて常設的に、昨日も若干ありましたが、常設的にやれるような施設だとか、そういうものも当然今後考えていかなければいけないし、また野菜の販売、あるいは弁当の販売、こういうものも瑞穂市だけではなく他市町からも、利用している他市町からも穂積駅で何かのイベントをやれるような、そんなことも今後連携しながら考えていくということも必要ではないかなと思います、その点につきまして今後御検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、広域連携の中で、急激に変化していく社会情勢に対応して、永続的に発展していくためには、今後検討していかなければならない新庁舎の建設位置の決定や、それに合わせたアクセス道路の整備、また地域づくり等も検討しなければなりません。その場合、他市町との連携した道路網整備の新たな計画や見直し、また有効かつ効率的な土地利用計画の見直しが急務であると考えます。

第2次総合計画後期基本計画案の中で、主な事業として盛り込まれている都市計画マスタープランの見直し、これについてはどのようなタイムスケジュールで実施されるのか、お考えをお聞かせ願ひます。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 瑞穂市都市計画マスタープランの定期改訂は次回、令和7年としており、それに向け今後、都市計画基礎調査及び住民アンケート調査、地区別構想案の作成のための説明会等を経て改訂を行ってまいります。

都市計画マスタープランは都市づくりの将来ビジョンを確立し、おおむね20年後の都市のあるべき姿を示すもので、そのため5年ごとに実施する都市計画基礎調査に基づき、人口、人や物の動き、土地利用の仕方、公共施設の整備などについて将来の見通し・目標を明らかにしていくものでございます。

よって、新庁舎の建設だとかJ R穂積駅周辺の整備、それから周辺市町の高速道路のインターチェンジの開通等による、市にとって大幅な都市構造の変化は、市の土地利用・道路ネットワークにも多大な影響を及ぼすものが予想されますので、その必要に応じて随時改訂を行う考えであります。

[7番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 森清一君。

○7番（森 清一君） この都市計画マスタープランは今御説明があったとおりではございますが、今新庁舎の建設計画、どこにするか、その場所が決まれば当然それに対応した道路網整備とか周辺整備等が当然出てきます。そういう意味で、やはりこの計画については、今の目標年次は2025年となっておりますが、ぜひ早急にそういう対応を図っていただきたいと思います。私の質問は以上で終わります。

○議長（庄田昭人君） 7番 森清一君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。再開は11時からとさせていただきます。

休憩 午前10時37分

再開 午前11時00分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番 松野貴志君の発言を許します。

松野貴志君。

○9番（松野貴志君） 議席番号9番、新生クラブの松野貴志です。

議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問をさせていただきます。

まずもって、傍聴にお越しいただきまして感謝申し上げます。

ワクチン接種が近づく中、少しでも皆様の不安を解消できるよう質問させていただきますので、最後までよろしくお願いを申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が国内、世界でパンデミックを起こし1年が経過しました。WHOの発表で、感染者の累計が世界で1億1,000万人以上、国内においても、累計で40万人以上の感染者が出ております。コロナとの闘いは長期戦となり、国民をはじめ世界中の人たちが疲弊をし、苦しい生活を課せられております。しかし、感染症に対する恐怖は少しずつ薄れているのではないかと現状でもあります。メディアも含め、都道府県でも感染者の数の発表に合わせてのコメントであり、数のみで現状を説明することが多くなっております。数が減れば、コロナがなくなるわけではありません。これは12月議会からも冒頭でもお話ししておりますが、数が減れば安全ですか。ワクチン接種が始まればコロナは消滅しますか。感染はしなくなりますか。新型コロナはなくなることは決してありません。そして、感染者もワクチン接種が始まっても必ず出ます。正しい情報をどこで得るのか、どこが発信するのか、それは医療機関の医師・技師にしっかりと情報をまず聞いていただきたい。高齢者の皆様もはじめ、かかりつけ医の先生方がお見えになります。感染症対策も含め、医師の先生方から正しい情報をしっかりと得ていただきたいと、私は思っております。

その上で、自分自身を守る行動をしっかりと取ることが感染を抑える最短の道であります。危機管理を徹底してこそ感染リスクは下がります。ワクチンについても同じであります。ワクチ

ン接種をしても感染はしますし、重症化もあります。ワクチンは特効薬ではありません。接種が始まればコロナが終わると発信している人がいますが、間違っています。そのような誤解を招く発信をする人がいるから、あり得ない安心感を抱き、感染者が減らないわけです。ワクチンはあくまで抗体をつくり、ウイルスが細胞に取りつくのをある程度食い止め、その間に人間の持つ免疫力の抵抗力で増殖を抑え、重症化を防ぐアイテムであるという認識で正しく理解をしていただきたいと思います。ワクチンとは抗体をつくり、感染しても軽症化になるよう率を引き上げ、重症化率を下げるものだという認識をお願いをいたします。だからこそ正しい情報、危機管理、自己防衛でこの困難を乗り越え、かつての生活を取り戻していくという発信をしていただきたいと思います。

そして、行政にはその補助を最大限にやっていただきたい。何も補助金を出せというわけではなく、情報発信、啓蒙・啓発、医療機関との連携強化、そして独自性、官民連携が重要と考えます。そして何より、ワクチン接種は瑞穂市が取り組まねばならない以上、首長の判断力、決定力、言うなれば真の真価が問われます。全ての瑞穂市市民は必ず見えています。ワクチン接種の注目度は最高値であると理解し、さすが森市長と言われる万全な対策を講じていただきたいと思います。今回の質問をさせていただきます。

私の質問は1点で、ワクチン接種の対策についてであります。これよりは質問席より質問をさせていただきます。

1つ目の質問に入ります。

新型コロナウイルスワクチンの接種に向けて、当市の対策について順次質問させていただきます。

まず初めに、当市はワクチン接種、様々なコロナ対策のために、健康福祉部を中心にプロジェクトチームを立ち上げたということでもあります。このプロジェクトチームは、恐らくワクチン接種を円滑に進めるための対抗策を協議することが中心になるであろうと思われませんが、当市は昨年、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置しております。他市町はこの対策本部を中心にワクチン接種の協議を重ねていると聞き及んでおります。

そこで質問します。

昨年からある対策本部と新たにできたプロジェクトチーム、双方の立ち位置、それぞれの運営目的などどのように分かれているのか、またもしくは上部、下部の関係性があるのか、お聞かせください。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 松野議員の御質問についてお答えをさせていただきます。

先ほどは大変示唆に富んだお話をいただきましてありがとうございました。それに関連いたしまして、プロジェクトチームの関係というところでございますが、まず対策本部につきまし

では、法定ということもございますが、新型コロナ対策全般について市の方向性を協議する場であり、また決定を行っていく場であるというふうに認識をしております。

一方で、プロジェクトチームにつきましては、議員お見込みのとおり、ワクチン接種を円滑に進めるための組織であると考えております。したがって、この両者の関係には明確な上下関係はないと考えておりますが、あえて位置づけをすれば、対策本部の中のワクチン接種部会のような専門部会やワーキングチームのような立ち位置になるかと考えております。

活動といたしましては、毎週、市長、副市長、教育長を含めた定例会を開催しつつ、日頃につきましては、様々な問題につきまして各課の担当者が集まって、知恵を出し合いながら課題解決を行っておるところでございます。

なお、プロジェクトチームには対策本部員たる部長職が3名おりますが、庁内の情報共有はしっかりと行っていかなければならないというふうに考えております。以上でございます。

[9番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野貴志君。

○9番（松野貴志君） 今、それぞれの役割分担でしっかりと円滑にワクチンを進めていくというお話をいただきました。また、部長職3名も参加されてみえるということでもありますので、情報共有も含め、また市長、また副市長、連携を取りながら瑞穂市民のワクチン接種に向けてしっかりと準備を進めていってほしいと思っております。何より対策本部と、このプロジェクトチームがうまく機能しなければ進まないと思いますので、その辺りはよろしく願います。

次の質問に移ります。

厚生労働省の健康局の健康課のほうから、最新の2月17日に自治体説明会資料等が出ております。そちらを見ながらお話をさせていただきます。これによりますと、接種前の段階、接種は基本クーポン券を配付して、接種券を用いて接種とあります。もちろん接種が終われば、接種済証の発行が当然あるものだと思いますが、そこで質問をいたします。

接種された方の個人情報の保護対策はどのように考えられてみえるのか、また未接種及び順番待ちの確認作業はどのような対策を考えられてみえるのか、お聞かせください。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 続きまして、お答えをさせていただきたいと思っております。

接種された方の個人情報保護につきましては、議員御指摘のとおり、これは接種を希望しない方も含めまして、徹底した管理を行っていかなければならないと考えております。

今回の接種で、特に重要なのが集団接種時の予約でございますが、この予約のシステムについては、市の庁内システムとは分離して独自のシステムを使用いたしますが、接種の入り口となります予約の段階においては、接種券の番号、ただいまお話のあったクーポン券の番号とな

りますが、氏名、生年月日は入力をしておきまして、個人を特定することとしております。

したがいまして、既にこの時点で高い個人情報保護が求められていると考えておりまして、職員のみならず、委託業者に対しても、その旨強く指示を行ってまいりたいと考えております。

なお、これに先立ちまして、間もなく高齢者への事前の意向調査を行う予定でございますが、これについても個人を特定しないような方法で行うこととしております。

また、後段にお話のございました未接種の方の確認作業につきましては、接種台帳システムへの入力によって確認することができますので、そこはしっかり準備の事務を進めてまいりたいと考えております。

さらに、順番待ちの確認でございますが、4月中に2箱975人分が来るというだけのワクチンの供給状況の情報しかございませんで、ワクチンの供給状況が不安定でありますので、なかなか順番もつけにくいという状況でございますが、安定供給のめどがつけば、接種の順番につきましては、まずは高齢者の接種について、施設入所者への接種、またはその他の方へは日程の地区割りについて考えております。特に地区割りにつきましては、具体的には〇月〇日の会場はどこ自治会ですよというようなイメージになりまして、これも調整ができ次第、自治会長さんや地域の方にお示しをしていこうというふうに考えております。以上でございます。

[9番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野貴志君。

○9番（松野貴志君） 今、システム等々お話がございました。残念なことではありますけれども、ここ瑞穂市では、また先日情報漏えい問題が新聞等々に掲載をされていたということもございまして、徹底した管理をしっかりとやっていただきたいと思っております。もし、情報等がまた再び漏れるようなことがあれば、市民の不信感は拭い切れなないと思っておりますので、情報関係に関しましては、徹底した守りを本当に固めていただきたいと思っております。

なぜこの個人情報の保護についてという話をさせてもらったのは、もう一個別の理由がございまして、コロナ問題の中で、去年からやはりハラスメントの問題も多く出ておりました。ワクチン接種をしたかしていないか、そういった問題でもハラスメントが考えられるということもございまして、正しい迅速な情報提供や公開、また意識改革、そのための教育や啓蒙などしっかりと地域のほうへ働きをかけていただきながら、地域を巻き込んだ取組でお願いしたいと思っております。恐らくハラスメントの対策についても、万全の対策を講じられてみえるとは思われますので、これらにつきましてはまた6月のほうで質問させていただきます。

次の質問に移ります。

ワクチンのスケジュールについて質問させていただきます。

65歳以上の高齢者の接種は、4月の上旬からという発表が国のほうからありました。県の供給計画を見ますと、当市におきましては4月19日と26日に1箱ずつワクチンが供給されるとい

う予定であります。1箱195バイアル、国のほうの内容を見ますと約974人分となります。これは想定接種人数の10分の1になろうかと思われましても、いずれにしても瑞穂市からは4月の下旬からワクチン接種が始まるわけでありまして。当市を含め他市町もですが、この4月の接種が大きな課題と思われまします。ワクチン接種をする施設、医療機関の選定だけでなく、一人でも多く接種できる体制を構築しないと、次の一般の方の接種が開始されたときに大きな混乱を招くのではないかと誰もが予想できます。

また、お一人で住まわれてみえる高齢者、身障者の方の接種をどのように対策をするか、課題は多いと思われまします。しかしながら、当市においては、先ほど広瀬武雄議員の質問にありましてとおり、集団接種、またそして個別接種という形でやっつけられるという御答弁が出ております。重複するかもしれませんが、私の場合は、緊急事態、会場クラスター等が発生した場合の予備施設はどこか、また高齢者の送迎体制がどのように整えて考えられてみえるか、お聞かせください。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 続いてお答えをさせていただきます。

集団接種の会場につきましては、今ほどお話のありましたように、総合センターと巢南の保健センターの2か所を準備中でございます。

そこで、議員御指摘のクラスター等の緊急事態が集団接種の会場で発生した場合についてでございますが、今のところ2会場以外で予備施設はしっかりと決定の段階で押さえてはおりませんが、教育委員会と協議をいたしまして、代替施設を確保したいというふうに考えております。万一、1会場でクラスターが発生した場合については、保健所の指導を仰ぎつつ、当該会場を一旦直ちに中止し、かつ施設管理者の協力の下で、例えば会場となる施設内全てを使用禁止にする、あるいは関係者にPCR検査を行うなど感染拡大、クラスター防止に全力を挙げることを考えております。もちろん時期を見計らいまして、そこで再開といたしたいと考えております。

なお、離れた場所で2会場を運営しますので、片方でクラスターが発生した場合でも、何とか残りの1会場については、安全性が確保できれば継続して運営していきたいというふうに考えております。

また、後段でお話のございました高齢者の送迎体制につきましては、まず75歳以上の方について現行の高齢者タクシーチケット制度の利用者の方等につきまして、集団接種会場と自宅とを往復できる専用のチケット、これは上限を設けるかどうかというところもありますが、そういった専用のチケットを配付することを考えております。

なお、集団会場までの交通手段の希望の有無につきまして、間もなく行います事前の意向調査においても設問を設けておりますので、その結果も注視をしていきたいというふうに考えて

おります。以上でございます。

[9 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野貴志君。

○9番（松野貴志君） 順調に進めてみえると思われまので、そういった緊急時の備えについてはしっかりと対策を講じていただきたいと思います。瑞穂市の高齢者の方々のワクチン接種の想定人数は、個別接種が4,800、集団接種が4,800と合計で9,600人ぐらいを想定されるということだと思いますけれども、65歳以上の総数の約80%が接種を希望されているのではないかと思いますので、恐らく相当な人数になってくるかなと思われまので、そういった対策をしっかりと講じてもらいたいと思っております。

緊急事態が発生したらということで、実は変異株が非常に全国各地で広がりを見せていると。これらの統計を見ておりますと、昨年1月から新型コロナウイルスの最初のウイルスが発生してからからの広がり具合を見ておりますと、今回の変異株のほうが極めて早い。恐らくこれは全国規模で予想されるには、3月末の段階では47都道府県で恐らく確認がされるであろうとまで言われております。ですから、4月の接種につきましては、こういった変異株の対策も見込まれておいたほうが、私はよいかと思っております。

ただ、ワクチンのほうは今現在の発表によりますと、南アフリカ型、ブラジル型、またイギリス型と変異株の中でも若干強毒性を増したウイルスに対しても有効であるとファイザー社のほうから発表もありますので、全体的にはワクチンについては、おおよそその変異株には効果があると思われまので、やはりそれを見込んで接種人数が増えてくる可能性もありますので、しっかりと対策を講じてもらいたいと思います。

では、次の質問に移ります。

全国的に第1弾のワクチンは今御説明したとおり、ファイザー社のワクチンであります。このワクチンは、1バイアル当たり、これは生理食塩液を希釈して1.8ミリリットル、1回の接種は毎回0.3ミリリットルになりますので、基本的には6人分、6回分対応可能であるということになるんですけども、注射器のシリンジと針の問題で、物によっては5回かもしれない、6回かもしれない、うまくやれば7回できるんじゃないかといったような議論が非常に多く分かれております。

ただ、私どもの薬関係、医療関係からしっかり話をさせてもらいますと、基本的に容量自体は1.8ミリリットルであっても、注射器の針を通っていく針の容量が結構問題になってきます。針の中にも当然何ccか入ってくるので、細い針を今各大手が作っているとか、シリンジを作っているとか対応策を考えておりますが、基本的には私は5回で見ていいと思っております。0.3ccにこだわり過ぎると、今後接種する側、医療関係者のほうが混乱を招くので、その辺りは国・県と調整しながら瑞穂市独自の接種回数をお願いしたいと思っております。

また、接種は完全に予約制だと思います。当日、予約者の方が病気や急遽接種できない場合、ほかの予約者を前倒しするのか、もしくはほかの優先接種対象者を接種していくのか、感染リスクの高い従事者、医療従事者に限らず従事者に接種するのか、恐らくこれも国や県と確認をしながら進めていくことになると思いますが。現在の進捗状況でも結構ですけれども、その辺の対応策をお聞かせください。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 続きまして、お答えをさせていただきたいと思います。

当日、予約者が病気等で接種できない場合の取扱いにつきましては、まずは国が示す優先順位が最優先と考えております。と申しますのは、先ほどもお話がありましたとおり、今のところワクチンの供給が安定するにはかなり時間がかかりそうでございまして、当初3月中旬に始まる予定であった医療従事者の優先接種でさえ遅れる予定でございまして、それでも、国や県は医療従事者が打ち終わる前に、高齢者の接種を始める想定でございまして、一定期間は医療従事者と高齢者を並列で接種するという期間が出てくるというふうに考えております。しかしながら、医療従事者分のワクチンと高齢者分のワクチンを混同、融通させることはできないというふうにされております。

したがって、もし高齢者のほうでキャンセルが出たといったしますと、議員御指摘の高齢者の中から前倒しといいますか、予約を繰り上げて打っていただくことや高齢者施設の従事者・職員に打っていただくことを考えております。

なお、今のお話にありました予約制ということにつきましては、重ねて申し上げをいたしますが、先ほどの不正アクセス等々情報の閲覧がございました。これにつきましては、第三者からの不正アクセスということで、住民情報そのものが漏れたわけではございませんが、今回の予約システムにつきましても万全の体制を取りまして、そういった住民情報システムとは切り離れたシステムとして万全を期したいと考えております。よろしくお願いを申し上げます。

〔9番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 松野貴志君。

○9番（松野貴志君） いずれにしても、前の質問の話のとおりですけれども、個人情報の漏えいについてはしっかりと防御していただきたい。どんな形にせよ、迷惑メール等が届けば、これは漏えいしたんじゃないかと疑いが持たれますので、その辺の徹底もしながら、今回の予約制についても徹底的な管理をお願いしたいと思っております。

貴重なワクチンでありますので、廃棄等、無駄なことは極力避けていただきたいと思っております。対象者の中には、比較的時間に余裕のある方もお見えになるかと思っております。もちろんフットワークの軽い方もお見えになりますが、一方でやはりなかなか会場まで行けないとか、そういった方もお見えになりますので、予約制の中でもしっかりとその辺を判断していただい

て、接種のほうに向けてやっていただきたいと思います。電話一本で接種会場に来ることができそうな体制をしっかりと整えてもらいたいと思いますので、その辺りも含め対策のほう、プロジェクトチームのほうでやっていただきたいと思っております。

今回、ワクチンの質問をさせてもらっておりますが、やはり情報が国から、また県から自治体のほうへ流れてくる情報も遅いと私は感じております。恐らく専門家等が間に入りながらこういった対策を講じてみえると思っておりますが、当市においては現場になるので、やはり現場の判断力が恐らく不可欠であろうと思われまますので、全力を持ってその辺は策を講じてもらいたいと思っております。

それでは、最後の質問に移ります。

冒頭でもお話ししましたが、ワクチン接種が始まりますと、ある一定の安心感が出てきます。緊急事態宣言の解除、まだ都市圏のほうでは延長ということでもございますし、現在各47都道府県でも独自の施策を打たれてみえます。しかし、4月の接種は間違いなくあると。先ほどワクチンのほうの供給体制が、国のほうが少し遅れているというお話がございましたが、私の私見を申し上げますと、オリンピックは必ずあると思っております。オリンピックをやるということは、恐らく国内外から人の受入れをしていく形になっていきますので、恐らく国のほうは全力を挙げてワクチンを仕入れてくると思われまます。ある日突然に、どんとワクチン供給が間に合った場合、恐らくそういったことも想定されておいていただきたいと思っております。

そして、国のほうでは、Go Toキャンペーンの再発というのも協議があるというのが報道で出ておりました。現在、感染者の流れは下げ止まりの状態であります。ところが、緊急事態宣言を解除した去年の段階を見ますと徐々に増えていき、第2波、第3波と、恐らく今回はリバウンドがあり得るであろうということが想定されます。となると、4月が感染者が少し膨らむのではないかと、事実上の第4波ということになりかねませんので、しっかりとしたワクチンの接種に伴いまして、会場クラスター、先ほども言いましたが、医療機関のクラスターも考えられます。それでも経済を回していかなければならない中小企業は、現在限界点まで来ていることも承知しております。他市町では、接種済証等と同時に食事振興券等の配布や無料タクシーチケットなど様々な活性化対策が浮上しておると聞いております。

そこで質問いたします。

当市瑞穂市において、接種済みの方を対象に、何か経済対策の活性サービス事業等も考えられてみえるのか、もしくは検討段階の段階であれば、一部開示できる素案であれば、素案のほうを聞かせていただきたいと思っております。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） まず、ワクチン接種のほうでちょっとまた補足させていただきます。

瑞穂市はさきの答弁でもございましたが、集団接種会場へ交通手段のない75歳以上の方にタ

クシーチケットのほうを今、平塚健康福祉部長のほうからありましたが、専用タクシーチケットの配布を行うということで計画しております。まずは接種率を上げていただく、みんなで打って対応をするということが大事ということです。本当に会場まで行くことができない方を救うとか、交通手段を確保してあげることで接種率の向上につながるという考えでございます。

また、国の令和2年度補正予算におきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が1.5兆、国の予算レベルで増額されまして、瑞穂市には令和3年度の補正予算にて対応していく方針が、先般議会のほうにも御説明させていただいたところです。

年明けより、次の対応をとということで情報が少しずつ入り始めまして、ウイズコロナからアフターコロナというところの対策を各自治体考えましょうということで、感染症対策や各業界への経済対策と事業を知恵を絞って今考えている最中でございます。

令和3年度は、当初予算に含まれているコロナ関係予算と、この補正予算を合わせた2本立てがコロナ対策関連予算となって対応していくこととなりますので、御理解していただきたいと思っております。

今、議員御指摘の接種後の接種済証の交付の関連でございます。現在のところ、この接種済証を使いました、関連づけられた経済対策につながるサービス事業の計画は今のところないという状態です。ございません。自分は接種したという情報が他者の方が知ることにもなりますし、また逆にお医者さんと相談されて、あなたは打たないほうがいいですよと決められた方、自分は接種しないこととしたんだという方もお見えになります。接種をした、接種をしなかったということが公に知られてしまうということの問題ということもございまして、今のところ、この事実をもって関連するサービス事業を企画することは考えてはございません。難しい判断だと思っております。

ただ、議員の思いといいますか、御質問の内容とは、多くの方にワクチンを接種していただく工夫として、接種後のサービスも一つの接種率を上げる効果というのがありますので、そういう思いがあって言われていると思っております。私もいろんな施策を考えるときに、事業の立つけというものを考えるんですけども、接種率を上げるというものと、それから経済対策というのを今回は別物と分けて考えさせていただきたいと思っておりますので、確かに議員が言われるように相乗効果というのものもあるんですけど、今回は2つ分けて考えさせていただきたいなあと今のところは思っております。

いろんな経済対策事業がございまして、今各セクションのところへ意見を出してくださいということで調整を取っているところでございまして、当然、今、人の流れを考えますと、4月というのはいろんな異動があります。そのときに、お医者さんたちが自分の開業医の場所から離れて集団会場に来るといった危険性ははらむということなので、できるだけこの対策の中に、お医者さんたちを守るというのが一番重要なことというところも考えているというところ

ろでございますので、御理解願いたいと思います。

[9 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野貴志君。

○9番（松野貴志君） 今の企画部長の御答弁の中に、医療機関を守るというお話がございました。これについては、去年の段階から分かっていた内容であると思います。何もワクチン接種会場に移動すると感染リスクが高まる、これは接種を受けに来る方も同じです。恐らく医療機関の先生よりも、一般の方のほうが対策についても医師のほう、また一般から見れば対策のほうも差がどうしても出ると、私は思います。そうであるなら、医療機関の先生方に対して、何かしらの対策を講じてもらうための助成をするという話が出てくるのであれば、もっと前もってやっておく必要があったと思われまます。

また、情報開示も含めてですけれども、接種済みか済みじゃないか、接種済証の発行についてはという話もございますが、経済を回すためにワクチン接種を世界中で始めた、この事実は変わりません。これは安全性よりも安心感を世界が選んだわけでありまして、私どもから言えば、安全性はゼロです。何の保証もありません、ワクチンにつきましては。何年か先、何十年か先に、接種された方が重い病にかかる、もしくはDNAの変革がある、そういったことは十分に考えられる。だからこそワクチンの生成につきましては、各製薬メーカーが何年も、何十年もかけて作っていく、そして治験もしっかり行っていく、そういう状況であります。しかし、経済の疲弊は何としても止めねばならないという下で、世界的にも、日本もそうですが、経済復興も考えながら、何としてもかつての生活を取り戻す、そういった思いでやっている。それは十分理解できます。だからこそしっかりとした対策を講じていただきたい、これは念押しになります。

質問等は全て終わったんですが、参考資料を見ていただきたいと思いますので、許可願います。

○議長（庄田昭人君） 許可します。

○9番（松野貴志君） タブレットのほうに入っていると思いますが、少しそれを参考にしながら最後、御説明させていただきます。

今回、私が用意した資料でございますけれども、これは帝国データバンクさんが出された3月9日付のデータとなります。これは新型コロナウイルス関連で倒産した企業を出しております。新型コロナによって倒産した企業は、国内において1,126件という結果になっておりますし、2021年度に入りまして既に252件の倒産が確認されているということです。しかし、この統計というものは非常に怖いものでありまして、こういった企業さんが出してくる統計は全ての企業を網羅しているわけではないわけでありまして、あくまでも参考として見る分には結構なんですけど、実際はもっと数多くの企業様が倒産をされていることが十二分に考えられます。

別の調査会社の資料で見ますと、倒産ではなく、このコロナ禍において解散、もしくは業務を諦めた企業の数は、この1年間で5万7,471件です。これは、すみません、資料のほう用意しておりませんが、5万7,471件の企業が経営を諦めたということであり、また、これによりまして令和3年度、今度の3月末までに倒産を含む業務解散等は6万件を超えるとも言われております。

この中に1つコメントがありますので、引用します。コロナ禍で、ビジネスモデルが劣化した企業は赤字率が高まり、最終的に間違いなく倒産に向かう企業が増えるであろうと指摘をされております。これは、ビジネスモデルの劣化というのは、今やっている本業そのものでやっていると、間違いなくこの先企業は疲弊していくということになります。

ところが、一方、別のデータもあります。コロナとは関係なく、全体を見ての倒産件数は30年ぶりに8,000件を割ったというデータが上がってきました。これは少し矛盾に見えるかもしれませんが、全体を見ての倒産件数は8,000件を切ったと、これは30年ぶりだと。企業の皆様がしっかりと頑張っておられるという認識になるかもしれませんが、これには1つ裏づけがあります。去年の4月以降、新型コロナウイルス感染症に伴いまして、政府や国、自治体のほうからセーフティーネット4号等々、またそれら新型コロナウイルス感染症特別給付など大きな救済予算が組まれております。簡単に言えば、これらを使って何とか延命を図ったがために倒産件数が8,000件を割ったということになります。

これにも1つコメントがありました。セーフティーネット4号の保証や新型コロナウイルス感染症特別給付を活用した企業の直近の売上高は、この1年で減少傾向であると同時に、返済が始まるであろう年度からは解散、倒産が大いにあり得ると考えるべきであるとありました。要は、会社を回すためにお借りしたお金、恐らく使わずに何かのためにため込んでみえる方もおるかと思いますが、これも出ておりました。これらの借入金の保有率50%を現状切っているということでもあります。根拠としては、扱った用途にしては大体7割が運転資金、運転資金の中の大半が人件費、また支払先ということでありました。先行投資とか、設備投資はかなり低いということでもあります。ということは、今国内にある中小企業さん、ビジネスモデルそのものは変えたくても変えられない、今は踏ん張っている、借入金を何とか回しながら回している。統計上は、全体の倒産件数は減っても、コロナ関連の倒産は1,100件以上あったということでもあります。

次に、失業者のお話をさせてもらいます。

これも先ほどと関係してきます。NHKのニュースで発表のあった内容でございます。去年の5月からコロナによって失業した方が累計で出ております。5月に1万人、8月で5万人と、9月で6万人の累計の数となりました。先月2月の段階で、7万人を超え、なお増大する予測とありました。これは、これも先ほどお話ししたとおりで、一部の統計で取っ

す。ハローワークとか、そういったところを活用してヒアリング調査で実施をされたと聞いております。簡単に言えば、氷山の一角であるわけです。

私どもは会社を経営していく中で、大体四半期、半期、1年、そして翌年度、翌々年度という形で、大体物流関係の、医薬品もそうですけれども、大体流れを確認するために1つある法則を使います。オークンの法則、恐らく御存じだと思いますが、これは国内総生産量、GDPから見ての中にある潜在産出量と失業率がイコールであるということが、大体指標として我々は活用します。

今回、日本においては、この潜在産出量自体が2%から3%低下しているという状況でありますので、潜在産出量が1%下がりますと、失業率が0.55%となります。この0.55%は人数計算しますと55万人ということになるので、2%から3%になりますと約100万人がこの1年間で失業されたであろう、そして再雇用なり、再就職をされたであろうという形になります。ということは、実際の失業されてみて現在仕事をされていない方の数はもっと多いと、発表よりも多いということが分かるわけです。

企業の倒産件数が減ったのは、あくまでもコロナ対策の助成金なり、またそういったセーフティーネットの活用でありました。しかし、企業は支えていく上ではどうしても人件費を絞り込むなり、そういった設備関係を絞り込みに入ります。失業者が増え、経済が回らなくなる、一般消費が加速しない、何としても新型コロナ対策を打って感染者を減らしていく、もしくは何としてもなくしたい、そういった思いから、先ほども言いましたが、世界では、日本でもそうですけれども、何としても経済を回さねばならないということを選んで、今回のワクチン接種に踏み切ったというわけであります。

それだけに、このワクチン接種、私もどこで聞いてもどなたも言います、物すごく注目度が高いわけです。だからこそ市長をはじめ執行部、職員、そしてここにいる18人の議員も含め一丸となって、この瑞穂市民のワクチン接種対策を整えながら、感染者を減らしていく策を講じていく、そして必要とあらば、また助成金なり、補助金なりを出していく。そういった対策をしっかりと打っていただきたいと思っております。

いずれにしても、このワクチン接種が完了するまで、大変な御苦勞がかかってくるのは分かります。しかし、何としても市民の安心・安全をしっかりと講じてもらいたい。私の一般質問はこれで終わりますが、6月と9月、そして12月と何度でもこの質問はさせていただきます。どうか瑞穂市民のために最大限の施策を講じていただきたいと思って、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 9番 松野貴志君の質問を終わります。

本日は3月11日、東日本大震災の発生により亡くなられた方の哀悼の意を表するため、一般質問を止めることなく行いたいと思います。再開時間までが長くなりますが、御理解をいただ

きたいと思います。

議事の都合により、休憩いたします。再開は1時半、13時半から再開をしたいと思います。
よろしく申し上げます。

休憩 午前11時46分

再開 午後1時30分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番 関谷守彦君の発言を許します。

関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 議席番号5番、日本共産党の関谷守彦です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回の質問につきまして、私は1つ目にはコロナ感染症対策について、2つ目につきましては、高齢者の方々が生活しやすいまちづくり、この2点についてお尋ねをしたいと思います。

そもそも、今回のコロナ感染症、コウモリとウイルスが共生した洞窟に動物や人間が足を踏み入れた、こういったことによってこのウイルスが世界に拡散をしてしまった。人類による環境破壊が続く限りは、このような新しい感染症はこれからも私たち人間社会に襲いかかってくると思います。私たちは今回のコロナ感染症の原因、あるいは対策などしっかりと学び、今後に活かしていく必要もあると思います。特に今回厄介なのは、ウイルスに感染すると発症する前からほかの人にうつしてしまう、あるいは自分自身は発症しなくてもほかの方にうつす、こういった厄介なことがあると思います。

感染症対策、基本的には3つの対策があるというふうに言われております。第1には、私たちがワクチンを受けることによって免疫を確保するという対策であります。今回のワクチン、先ほども松野議員からもありましたように、ほかの人からウイルスをうつされる、そういったことを防ぐということは残念ながらまだ確認されていない。しかし、少なくとも発症することを防ぐ、あるいは症状悪化を軽減する、そのような効果があると言われており、95%の発症防止、こういったことが期待をされております。

そして、2つ目の感染症対策、感染者の体内で増殖したウイルス、これがほかの人の、私たちの体に入ってくる通路というか道筋、これを遮断するという方法が2つ目です。これは、私たちが行っている手指消毒、マスク、あるいは3密回避、そういったことに該当すると思います。これをさらに強化した対策が、人と人との接触を減らす、社会的な行動制限、いわゆる外出自粛から始まり緊急事態宣言、さらにはロックダウンといった国家権力による個人の移動の自由を文字どおり規制するという方法であります。

そして、3つ目には、感染した人をほかの人から隔離・保護するという方法であります。コロナウイルスに感染をした人の命と健康を守るために、当然入院治療していただく。それとと

もに、無症状の人も野放し状態にすることなく、療養施設などで保護・隔離をして、ほかの方への感染を防いでいくという対策、この3つが上げられております。

このコロナ感染症をしっかりと抑え込むためには、ワクチン頼みならず、これら3つの基本的な対策、これを並行して進めていく必要があるのではないのでしょうか。

さて、今回のワクチン接種、これにつきましてはほかの議員さんからも多々質問が出ておりますので、今回私、割愛はさせていただきますが、次の3つの点についてだけ述べさせていただきます。

第1点は、国の方針が二転三転する中で、準備を余儀なくされている市の担当者の方々、あるいはもとす医師会をはじめとする医療関係者の方々の御苦勞に感謝をしたいと思います。

第2点は、高齢や障害など困難を抱えている方々を滞りなく、ワクチン接種できるように御配慮をお願いしたい、そんなことも思っております。

そして、第3点としては、政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会の尾身会長も言っておられますように、六、七割の人がワクチン接種をしたとしても年内の終息は難しい、こんなことを述べておられます。ワクチン接種は感染を終息させる有力な手段ではありますがけれども、絶対ではないということであります。

では、以下、具体的な質問につきましては、質問席より行いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

では、先ほども言いましたけれども、今回のコロナ感染症、これを推し進めるためには3つの基本的な対策が必要だということを述べさせていただきました。ところが、特に3つ目の感染者の隔離、特に無症状の感染者を発見し、隔離・保護することが進んでいない。この取組が進まなければ、感染の終息も難しいと思います。無症状の感染者の方を発見するには、PCR検査などを実施して見つけ出す、そういった方法しか考えられません。クラスターの発生、岐阜県でも今、大きなものが出ておりますけれども、この発生状況を見ますと、第1波、第2波では飲食店関係が一番多かったと言われております。ところが、第3波においては、高齢者施設、そこでのクラスター発生が一番多くなっている。一応、資料によりますと、12月7日から2月1日の間の増加件数ですけれども、飲食店302件、医療機関関係353、そして高齢者施設が544ということで、半分近くを占めている現状もあります。

そこで、お尋ねをしたいと思います。

感染リスクが高いと言われております高齢者施設、福祉施設、医療機関の職員の方、あるいは出入りの業者さん、またはそこで生活をする入所者の方々全員を対象にして、PCR検査などを定期的に無料で実施することが必要だと私は考えますけれども、いかがでしょうか。よろしくお願いをいたします。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 関谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議員御指摘のございました施設等々の職員のPCR検査の無料化につきましては、今年度に岐阜県と岐阜市が共同でモデル事業を行っておられまして、その結果次第で、令和3年度、新年度でございしますが、県下の市町村に広げていくというふうに聞いております。この事業につきましては、県によりますと、無症状の感染者から施設内への感染拡大を防止するという目的のためとのことでありまして、瑞穂市のように人口10万人当たりの感染者数が多く、検査を希望する市町村に対して行われるというふうに聞いております。時期につきましては、この4月から6月にかけて、職員1人当たり2回の検査を行うというふうに聞いております。財源的には、市がかかった費用、県と市で折半をするそうでございますが、これについては国の臨時交付金を充てることができると聞いておりますので、市といたしましては、この施設の職員の方へのPCR検査について、参加する予定で準備をしたいというふうに考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） ただいま部長の答弁によりますと、新年度に入ってから、目安としては2回ほど職員の方を対象にして実施をする予定であるという御答弁いただきました。これは非常にこれまでなかった一歩大きな前進ではないか、そんなふうに私は今認識をさせていただきました。

しかし、職員の方だけに限定する、あるいは2回だけにするというのが妥当かどうか、あるいは医療機関、福祉施設、そういったところについては実施がまだ予定されていない、そういうお答えだと思います。

私も児童福祉施設の方にお話を聞きましたところ、やはりマスクをつけることができない子供さんも見える、そんな現実もあります。介護施設では、職員の方、いつも感染防止の対策を行っているけれども、どうしても直接高齢者の方に接触する、これは当然避けられないことであります。そこで、またお話を聞きますと、前にたまたま入所の方がインフルエンザ、これは今回のことではなくてその前ということですが、感染されたときには一旦病院に搬送して、そちらでお願いをするということになったんですけれども、病院では対応できないということで、施設のほうで何とかしてくださいということで、また戻されてしまった。そういった意味では、高齢者施設でこういったクラスター発生が非常に大きな問題になってくると思います。日常的に取り組めることは精いっぱい行うけれども、それでも感染者が出た場合、その場合はマニュアルに従って対応するしかない、そんなお話も聞いております。どの施設でも、責任者の方、感染者が出ないか気が休まらない、そんな日々を過ごしておられるのではないのでしょうか。

先ほどもお話しありましたように、瑞穂市での感染者の割合、人口10万人当たりになると3.2名というのが私の計算であります。大規模なクラスターが発生している美濃加茂市、あるいは可児市に続いて県下で3番目に高い状況であります。こういったところを踏まえて、ぜひさらに一步踏み込んだ検査、こういったものをぜひお願いしたいというふうに考えております。

そういった意味では、高齢者の施設、あるいは医療機関での検査、そういったことも定期的に行っていくことが必要ではないか。もし、どうしても県ができないということであれば、市が一定独自にやることも含めて検討もされてはいかがでしょうか、どのようにお考えでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 続いて、お答えを申し上げます。

先ほど私ども、県の事業に関連して答弁を申し上げましたが、少し配慮が足りなかったかと思っております。申し訳ございませんでした。

私どもも議員御指摘のとおり、思いは一緒でございます。ほかの高齢者施設、障害者施設の方々のほかにもいろんなところ、医療機関等々で働いてみえる方もいらっしゃいます。そうした方についての感染予防については、私どもも大変頭を痛めているところ、心も痛めているところがございますが、なかなかこれといって妙案が出てくるところではございませんし、もう一つは財源的なところも相談をしなければならぬというふうに考えております。

したがって、今即時に行いますというふうな明言はできませんけれども、そういったこともしっかり考えまして、また財源的なことも考えまして検討をしていきたいというふうに考えております。しかしながら、今回のこの県の事業についても、2回が限度というところがございます。いつまで続くかなかなか先の見通せないこのコロナ禍でございますので、慎重に考えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今の部長の御答弁で、非常に心を痛めがてらも、なかなか財源のところでは思いが踏み切れない、そんな御答弁だったと思います。財源については、しっかりとやっぱり国が責任を持ってすべきであると思います。そういった意味では、しっかりと国に要求もしつつ、そういった枠、最初から考えればこういった予算枠もつくられていなかった、そこからすれば非常に前進はしてきていると思います。そういった意味では、ぜひそういったことも国に働きかけていくことが必要ではないかと思っております。

続きまして、関連してですけれども、先ほど岐阜市で高齢者施設での検査があったというお話しですけれども、さらに県では無症状の人を対象としたモニタリング検査、こういったものを始めているというふうに聞いております。新聞報道によれば、5日の日に岐阜市内で、およ

そ100個のキットが配布されたということを知っています。こういったモニタリング検査、本当はもっと大きくやって、とにかく無症状のかかっている方を発見するということが本当に重要だと思います。こういったものを、例えば瑞穂市内で、例えば穂積駅、あるいは朝日大学、4月2日に入学式がありますけれども、そういった場所を実施をすることはできないだろうか。穂積駅は瑞穂市の方々、あるいは近隣の方々が名古屋や岐阜との接点、そういった意味で大きなところでもあります。また、朝日大学について言いますと、全国からこの春また集まってみえるわけです。そういった意味では、こういったところでのそういったモニタリング検査をぜひやるよう、県にも強く要請をする、そんなことはいかがでしょうか。御回答をお願いします。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 続いて、御質問にお答えをしたいと思います。

今ほどお話のございましたモニタリング検査につきましては、県のほうからもそのようなことを、議員の御指摘のとおりのようなことを聞いております。県のほうも今のところは、あくまでもモニタリングということで数を限定して当然やっておられるところでございますが、これにつきましても、私どももし市町村のほうへ広がるようなことがあれば、真っ先に手を挙げるなど検討していきたいというふうに考えております。現時点で、市単独でモニタリング調査を行うというところまでの考えは至っておりませんが、そうした他市町、あるいは県との動向も見極めまして考えていきたいというふうに考えます。よろしく願いいたします。

[5番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今、部長の答弁、県のほうでそういう話があったらぜひ手を挙げていきたいという御答弁でありました。もしできれば、待ちではなく、むしろ県のほうにぜひここでやりたい、そういった要請もぜひしていただきたい、そんなふうに思っておりますので、ひとつよろしく願いをいたします。

では、続きまして、このコロナ関係で次のテーマに移りたいと思います。

私、先日、コロナで売上げも大きく減っていると、そして後継者もないということで3月で事業所を閉鎖する、そんな話を実は聞いております。たまたまこの事業所の場合、従業員の方七、八人見えるということですが、退職金のほうは支払いができるというふうに聞いております。しかし、従業員の中には新しい家を造ったりとか、車を購入したり、そういったことでローンを組んだばかりだ、そんな方も何人か見えるというふうに聞いております。これからどういうふうにしていくのか、本当に不安な状況ではないでしょうか。

今回出ております第2次総合計画後期計画の資料によりますと、瑞穂市では小売業に従事する人の割合が高い、また独り親世帯の割合も他市町に比べて多い、そんな資料も頂いております。午前中に松野議員からもお話がありましたように、今これまでの持続化給付金、あるいは

貸付け等様々な取組、あるいは雇用調整助成金特例、こういったものも間もなく終わるという状況で、これに機を合わせた形で事業所の閉鎖、あるいはそれに伴う失業、こういったものがこれから大きく増えてくるのではないかと、そんなふうに私は思っております。

これから予想される失業、あるいは廃業に伴う求職活動、当然ハローワークが中心になってくるとは思いますけれども、市として就職支援、あるいはそれだけではなく様々な形での支援をしていく必要があるのではないかと、そんなことも思っております。生活に不安を覚えられる方、そういった方が気軽に相談できる場所、窓口、これを分かりやすい形で設置していく必要があるのではないかと、そんなふうに思いますけれども、今現状はどのような対策を考えてみえますか、お答えをお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 続けて、関谷議員の御質問にお答えをいたします。

現在、新型コロナウイルスの感染拡大等による離職等により生活困窮に陥った方の相談窓口として、私どもの福祉生活課及び瑞穂市の社会福祉協議会の福祉総合相談センターで対応しております。

まず、私ども市役所の福祉生活課におきましては、相談者の世帯、就労、経済、資産、利用している他法の制度、他施策等の状況を確認いたしまして、生活保護でありますとか、生活困窮者自立支援制度等の適切な制度の紹介を行うことで支援を行っております。

また、社会福祉協議会におかれましては、私どもと同様にできるだけ詳しく相談者の状況を聞き取った上で、生活福祉資金、緊急小口資金であるとか総合支援資金になりますが、そうしたものの貸付け、あるいは住居確保の給付金、これは失業されて住む家を失うような方への給付金でございますが、こうしたもの、あるいは就労支援等の支援制度を適切に紹介することで支援を行っております。

今年度の2月末現在におきまして、私どもの市役所で対応した相談は延べ143件、その前の年度の令和元年度が122件でございましたので、20件ほど増えております。また、社会福祉協議会におきましては、今年度2,153件の御相談があつて、昨年度、その前の年は1,477件となっておりますので、前年度に比べまして件数は大きく増加をしております。現在は、今のこの体制での窓口の対応を継続することを考えておりますけれども、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況によりましては、国の補助金による体制の強化でありますとか、御質問をいただいた分かりやすい相談窓口のさらなる設置について検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今の説明によりますと、これまでよりも非常に相談件数が大きく増えて

きている、そういうお話です。明らかにこれらについての、もちろん特別の特例もつくっているということもありますので、それも含めた相談が増えているということだと思います。これもこれから増えていく可能性があると思います。そういった意味では、ぜひ国の支援もうまく活用しがてら、ぜひ困っている方々、一緒になって生活をつくっていく。

そういった意味では、例えば相談窓口、私もどこに相談していくのかなという、聞かれた場合がありますけれども、例えば市役所の入り口とか、センターの入り口とかに大きな表示をされて、例えば受付の方に聞くというのちょっと聞きづらい部分も多分、どこですかと聞きづらい方も結構見えるのではないかなと思いますので、そういった一目見てここへ行けば分かる、じゃあ行ってみようか、あるいはホームページ、今回コロナ関係で今、2つ、3つ大きな表示がトップページに出ておりますけれども、あのような形でここをやると、ちょっととにかく様子が分かるからどこへ行けばということ、そんなふうな工夫もあっていいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 議員ただいまお話のございました、そもそもの入り口のところでの分かりやすい入り方ということにつきましては、確かにそういったところも配慮しなければならないというふうに考えます。早速、担当と協議をいたしまして、善処していきたいというふうに考えます。よろしく願いいたします。

〔5番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） ありがとうございます。ぜひよろしくお願いをいたします。

次に、子育て世代ということで、今回コロナ関係でいきますと、子育て世帯への臨時特別給付金、あるいは市の独自のみずほ子育て応援給付金、あるいはひとり親世帯臨時特別給付金、様々なものがありました。国としても、あるいは瑞穂市としても大きな取組があったというふうに思います。助かったわというような声も大きく聞いております。しかし、先ほどのこれからの失業状況、こんなようなのを鑑みますと、これからがある意味ではまた勝負どころになってくるのではないかと、そういった意味では分かりやすい子育て支援の一環として、この間何回かほかの議員さんからも質問が出ておりましたけれども、学校給食費の減免、そういったものもぜひこの機会に検討をされてはいかがでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 広瀬教育次長。

○教育次長（広瀬進一君） ただいまの議員御質問の給食の減免というところでございますけれども、今回の第2次補正によりまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして行いました、議員もおっしゃられました緊急就学援助事業、緊急保育所副食費援助事業におきまして、広報やホームページに加え、社会福祉協議会を通じて広く周知をさ

えていただきましたが、緊急就学援助事業につきましては現状6世帯10人の申請、緊急保育所副食費援助事業につきましては2世帯の3人申請となっております。このような状況を鑑みまして、新型コロナウイルス感染症に起因する助成については今のところ考えておりません。

ただし、本市において、生活保護法に規定されます要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる方につきましては、就学援助事業により児童・生徒が通常必要とされる学用品をはじめ、学校給食費に要する経費などについて給付を行っております。このような給付につきましては、前年度、または当該年度の市町村民税所得税割が非課税で、就学援助を受けられる条件を満たされている世帯が対象となりますので、令和2年中に新型コロナウイルスの影響で所得が減った世帯につきましては、この制度を活用いただき就学援助の申請をすることで、条件を満たされれば就学援助を受けていただくことができると思いますので、こちらを活用されるのではないかとこのように考えております。

[5番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今、就学援助金のお話が出ました。当然、教育委員会としても年度の切替えということで、こういった趣旨について保護者の方、あるいは新しく学校に上がられる方、そういった方々に多分周知徹底してみえると思います。そう意味では、ぜひこれも大いに活用していただく、そういったことが必要だと思います。そういったことで、これはぜひ取組を強化していただくことが必要だと思います。

ただ、先ほど学校給食費の減免について、緊急就学援助金など、保育所の場合は副食費の援助、こういったものの利用が非常に少なかった、こんなふうなことを言っておられます。確かに、結果としてはそうだと思います。ただ、これはあくまでも住居確保給付金、あるいは生活福祉貸付制度、こういったものを利用された方という限定がつけられております。なかなかこういったものがつきますと、それを知らなかった、あるいはそびれた、なかなか踏ん切りつかなかったという方々がどうしても取り残されていくという状況があると思います。ですから、こういった条件とか、対象の範囲をまず小さくしてしまうということ自体が、今回の予想よりも非常に少なかったという結果につながっている可能性はないのではないかとこのような思いも私は持っております。そういった意味では、一律に減額する、あるいは多子世帯への減額という方法を取ることで、そういったちゅうちょされる部分を含めた方を対象にして進めていくことができるのではないかと。子育て世代への支援をしていく、これはこれからの瑞穂市の活性化に大きな支えとなっていきます。今回、このコロナということの一つのきっかけにしがてら、一歩足を踏み込んでいくと、そんなふうなこともあっていいのではないのでしょうか。そういった点も踏まえて、さらにもう一度お答え願えればと思います。

○議長（庄田昭人君） 広瀬教育次長。

○教育次長（広瀬進一君） 今、議員おっしゃられたように、就学援助等を支給するに当たりまして、瑞穂市としましては、ちょっと対象者が限られてくるところがありましたもので、その辺を今回ちょっと見直しをしておりますので、ちょっと幅を広く就学援助が出せるように今検討をしておりますので、御了承いただきたいと思っております。

〔5番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今、就学援助金の対象者の方の基準を少し変えるということでしょうか。もし、具体的に何か今出せるようなことがあれば、教えていただければありがたいと思っております。

○議長（庄田昭人君） 広瀬教育次長。

○教育次長（広瀬進一君） ごめんなさい、ちょっと今具体的なところはまだ確認をしておりますけれども、今までのちょっと範囲を少し広めるような話で計画を練っておりますので、またその辺が決まり次第、皆様にはお示ししたいと思っております。

〔5番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） では、一刻も早くそこら辺、もう3月に入っておりますので、周知するという意味でも早く決めないといけないと思っております。ぜひ大きく広げていただけるとありがたいと思っております。

続きまして、この次は若い世代ではありますけれども、朝日大学では今年度、新型コロナウイルス対策緊急支援奨学金というのを取り組まれた、そして新年度についても再度実施をすることが決まっております。特に昨年は、文科省が実施をしましたアルバイト収入が大きく減った学生さんを対象に1人10万、あるいは20万支給をしたという学生支援緊急給付金というのがありましたけれども、これが大きな支えになったということをして大学の事務局の方からもお話を聞いております。朝日大学の学生さんには、いろんな場面で御協力をいただいております。こういった意味で、こういった高等教育を学ぶ場として、これをしっかりと補償していく取組、そういったことについての瑞穂市での支援、何らかの形であっていいのではないかと、そんなことも思うところです。大きなものを考えなくても、ちょっとしたことでもいいと思うんですが、どのような施策が、もしあれば御紹介をお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいまの関谷議員の高校生、大学生に対する支援というところでございますが、現在国等におかれましては、給付型の奨学金、これは大学生でございます。あるいは、高等学校等の就学の支援金、高校生等奨学給付金、あるいは緊急小口資金、生活福祉資金貸付制度の中の教育支援資金、あるいは母子父子寡婦福祉資金の貸付金の就学支度資金、

修学資金などの様々な支援策がございます。そのほかにも、今お話のございました各大学でありますとか、あるいは公益財団法人等の民間団体による様々な奨学金等の支援策がございます。したがって、まずはそうした支援策も活用していただきたいというふうに考えております。

また、先ほどの相談のお話の続きにもなりますけれども、私どものほうの相談については、主に独り親世帯の方からの就学の相談ということも多うございます。これにつきましては、令和3年2月末現在で16件ほどございまして、これにつきましては母子・父子自立支援員が世帯、経済、就学等の状況を丁寧に聞き取った上で、先ほど申しましたような利用可能な制度を御案内しております。

したがって、先ほども申し上げましたけれども、就学支援等々が必要な方につきましては、まずは国等の既存の制度を御案内させていただきとしておりまして、現在のところ市独自の支援策については特にございませんので、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況等々によりましては、検討の余地があるかなあというふうには考えておりますが、現段階では具体的な策は設けておりません。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 若い世代への支援、ぜひまた今後も検討をお願いしたいと思います。

では、2つ目のテーマ、高齢者の方などが生活しやすいまちづくりについてということで質問をさせていただきます。

高齢者の方々、このコロナ禍の下で、カフェも中止、瑞穂大学も中止、様々な教室もお休みとなったと。屋外でのグラウンドゴルフなどの練習も中止というところが多かったように聞いております。そういった意味では、高齢者の方の心身への影響、こういったことを心配される方も多いと思います。高齢者支援では、今年度高齢者タクシー利用補助制度の改善、あるいは自動車急発進抑制装置整備費補助制度なども行われ、新年度からは昨日の一般質問の中でもありました、75歳以上の免許証を持たない方全員に対し、申請をすればみずほバスの乗車賃を半額にする、そんな制度も考えてみえるというお話であります。そんな中で、私、ちょっと気になる話を聞きまして、こういったことについて少し質問をしたいと思います。

まず、みずほバスの停留所のことです。非常に細かい話で申し訳ないんですけど、今停留所のある道路というのは、当然道路の歩道というのは通常車道よりも高くなっているところ、あるいは車道と同じ高さになっているけれど、縁石によって車道と歩道を区別している、あるいは区画線で路側帯という形である、大体この3つのパターンだと思います。

そういった中で、1年ほど前免許証を返納された高齢者の方、今はつえを使って歩いておられます。その方は、行きはみずほバスを使って出かけ、帰りはタクシーを利用するという事です。やっぱり免許証を返納してから外出機会が非常に減ったという、そんな話を聞いており

ます。その方によれば、別府保育所の前のバス停のところ、縁石によって車道と歩道が分離されていると。ところが、この縁石を乗り越える、これがなかなかできない。私も実際見てきましたけれども、その近くには縁石が切つてあるところが残念ながらなかったということで、これやっぱり非常に危険だと。やっぱりお年寄りの歩きの状況を見ていますと、すり足状態でしょうか、足が上がるということがないんですね。そういった中で、この縁石を乗り越えるのは非常にきついと、ほかにもないかなと思って見ましたら、トミダヤ菓南店の前の停留所もそんなような状態だと思います。これはちょっと非常に危ないことですので、即刻改修をお願いしたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 歩道と車道を区分けする18センチほどの高さのある仕切りですとか、歩道が高くなっている箇所、縁石については、歩行者が安全に歩道を通行できるように設置してあるということでございます。そういう形態のところにもみずほバスというものを循環させるということになりまして、いろんな皆さんのニーズだとか、このところにバス停を置くのが妥当であろうかということになって今なっています。なかなか全部を網羅して設計されてということをやっていることではないので、どうしても難しいところがあるのは御理解願いたいと思えます。

縁石があつて足が上がらないということで危ないという御意見でございます。バス会社のほうには、お年寄りの方がつえを持って待っている場合は、できるだけ時間をかけて待機してあげてくださいという話もさせていただいています。私どもも停留所を設定する際には、岐阜バスとも、建設ともよく協議をして決めております。今、お話ししたように、関係者と連携しながら安全を確認していくということで対応していきたいと思っておりますので、すぐにハードで整備できるというところがなかなかないものですから、御理解願いたいと思えます。

〔5番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 縁石の一部分を、要は切り取っていくという作業どれぐらい経費がかかるか私も分かりませんが、そんなに困難な話ではないとは思いますが。しかも、箇所数がたくさんあるわけではありませぬので、そこら辺はぜひ御検討をお願いしたいと思えます。

これもちょっと細かい話なんですけれども、歩道と車道との関係で、歩道と交差する車道、その間は当然縁石が切つてあるというか、ただその縁石が1センチに満たない、何ミリかというぐらいの段差は残っているというところが結構多いなあと思っています。それで、またこれ別の方なんですけれども、その方は押し車を押して歩いてみえと、それを使って買物なんかも行ってみえというお話です。ところが、押し車の車輪がその僅かちょっとした段差、これに引っかかってしまう、特に買物した帰りについては、物をその車に乗せているということもありまして、押し車を上げるということも非常に難しいということで、何とかならないもの

かという、そんなような御相談も聞いております。

そういった意味で、私も幾つか見させていただきましたけれども、場所によってはちょっとした段差をなくすみたいな感じのことをやってあるところも少しありました、同じところでも。ですから、そこら辺のことについてどのぐらい、箇所数があると相当の箇所になってしまうので、あれですけれども、そういった要望が出た場合についてはそんな対応をお願い、その段差をならす、少なくするという取組ができないものか、ぜひ御検討をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 高齢者の方などが生活しやすいようなまちづくりの支援の一つとして、歩道と車道の段差解消ということに御提案を今いただいたわけですが、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律に基づきまして、国土交通省が歩道の一般的構造に関する基準の通達を出しておるわけでございます。特に視覚障害のある方の中で、目の不自由な方がつえを持って安全に通行を誘導するといったことを考慮して、歩道のある車道交差点部の歩道と車道の段差というのは、2センチを標準とすることが定められているところでございます。そのため、市ではこの基準内の段差については、修繕等の対応は行わないと今考えておりますので、何とぞ御理解いただきたいと思います。

〔5番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 2センチというと結構、測ったものでも1センチは絶対行かない、そんな状況であります。これについては、少し見直しの今後の検討もぜひお願いしたいと思います。では、次のお話にさせていただきます。

岐阜バスの美江寺穂積線、これが去年の10月から廃止ということで来ております。そんな中で、これまで利用してきた方、それぞれどうするかということで、いろいろあちこちつてを頼ってお願いするということをしてみえるという話を結構今聞いてきております。これについて代替措置ということで、岐阜市民病院への代替ルートとしては、みずほバスの馬場十七条線、馬場上光町、これ旧来の下野医院さんですかね、今明石医院さんだと思いますけれども、その近くで下車をし、北方から来る岐阜バス北方河渡線、これ新しいバローの穂積店の北側にあるサンタウンという乗り場、そこまで歩いて、そこで乗り継ぎをして岐阜のほうに行くという、そんなような御案内がされております。

そして、今回4月のダイヤ改正で、第1便についてはこれまで乗り継ぎの時間が34分ずれているということで、これを11分に短縮すると、少し工夫をしていただいたということで非常にいろんな市の取組として評価をしたいなあとは思っているところですが、この11分というのに少し疑問を感じまして、実際にお年寄りの方に1回バスに乗っていただいて、この馬

場上光町で降りていただいて、あそこの交差点は地下道になりますので、地下道を渡ってサントウン通りというバス停まで歩いていただきました。その方はつえをついていますので、ちょっと大丈夫かなと思ったんです、無理やりお願いしましたら、10分47秒かかっています。11分の乗り合わせ時間帯ではちょっと無理だろうなあというふうに私は思いましたけれども、このような結果を踏まえて、そこら辺について御意見等あればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 今、お話のありました美江寺穂積線の運行維持のために、美江寺穂積線の支線に関する協定書に基づきまして、平成24年から岐阜市と共同で支援してきましたが、利用者の減少や運転手不足などの要因でもって廃止になったということになります。公共交通網の体系は、人々の生活圏や移動の動線を考慮して設計することが必要かと思われています。生活圏や移動動線の施設建設や、それから開業等によって常に日々変化しておりまして、その中で岐阜バスの営業判断により、限られた予算や人件費などで判断されたということになっております。

今、御指摘の岐阜市民病院への移動手段につきましては、岐阜駅方面へはみずほバスを利用して、穂積駅でJR東海道線に乗り継ぎ、岐阜駅経由で行く方法というのがありますし、みずほバス馬場十七場線、馬場上光町のバス停と、今言われた北方河渡線サントウン通りのバス停で乗り継ぐことができるということが手だてとしてはあるということです。

今回のみずほバスの見直しでは、議員言われたように、北方河渡線の乗り継ぎ強化を図るということで、現在第1便の乗り継ぎ時間が34分ということと長くなっているものを短縮させてもらって、11分にダイヤ改正をしたということです。馬場上光町を7時1分に着いて、歩いていただいてサントウン通りのところで7時35分に乗っていただくという形でございます。11分ということで。前は、かなり34分も待たせてしまったということがございましたので、11分に設定させていただいたということです。この馬場上光町停留所からサントウン通りの停留所まで約230メートルですので、バスの遅延や赤信号による待機時間を考慮しても、私どものほうでは何とか乗れるというふうに設定をしました。いろいろな事象の方々見えますけれども、このぐらいの時間ぐらいの時間だったらいいのではないかとということで設定させていただきましたので、また折を見まして意見を言っていただきまして、次回のところの改正にも反映させていきたいと思っております。

やはり何人かの方々と、とある1人のということではなかなか難しいところがございますので、多く利用していただいて、また判断させていただきたいと思っております。どうしてもみずほバスは、速達性ということで、大きな循環的な体系というのは穂積駅へつなぐというところの速達性でございます。個別の割と事象的なもので対応が聞きたい、レスポンスがいいというものになるとどうしてもデマンド交通とかというものになってきます。ただ、当市におきましては、

高齢者タクシーの利用の助成事業というのがその役割を果たすものと思っておりますので、まずは私の担当している企画部のほうのみずほバスにつきましては、また利用しやすいような機会を創出するような情報発信等々をさせていただいて、利用のアップを図っていきたくと思っています。また、いろんなケースの方が見えますので、そういう方々の意見をまた公共交通会議の場で、毎日毎日情報が入っていったものは積んでおりますので、また教えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

〔5番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今、部長のほうから、次のテーマのことについても含めて御答弁いただいております。やはり今のみずほバス、あるいはタクシー利用助成制度だけではなかなか現実的には難しいというふうに私も思います。そういった意味では、乗り合いタクシーなどのデマンド交通制度も含めた、やっぱり高齢者の方をどういうふうに支えていくのかということについて、高齢者の立場に立った形での取組を一緒になって考えていきたい、そんなふうに思います。

そこで、乗り継ぎ時間のことにつきましては、確かに長くなればそれだけ待ち時間が増えるということで、なかなか難しい問題だなあと私も実は思っております。そこで、一つの提案ですけれども、例えばこのみずほバスの十七条、馬場上光町を走りますと、次は先ほどの循環道で右に曲がってしまいますけれども、曲がらずに真っすぐ東進していただいて、サントウン通り、ここをバス停として活用して、バローの周りをぐるっと回って元の循環道に行くというのも一つの方法ではないかというふうに思って、要は路線の一部変更ということなんです。いろんな問題あると思いますが、一つの検討材料として考えていただければというふうに思います。

では、次の質問に行きたいと思っております。

高齢者の問題というのは、やっぱり当人でないとなかなか分からない。私たちの感覚ではうんと思うようなことが、実は私もいろいろな方から話を聞いていますと、やっぱり違うんだなあとというのをつくづく感じたわけです。そんな中で、補聴器の購入助成制度がほかの市町でも今あるというふうに聞いております。よく聞く話ですけれども、なかなか加齢によって聞こえにくい、そんなことがどこの家庭でもよく聞く話であります。やっぱり加齢性の難聴というのは日常生活を不便にして生活の質を落とす、ひいては鬱とか認知症、そういったものの原因にもなるということも指摘されております。中には、結構高額な補聴器を買っても、うまく合わずにそのまま放置されているという方も非常に多いという話も聞きます。そういった意味では、やっぱり専門のお医者さんに相談をして、適切なアドバイスをもらいながら補聴器を購入し、そしてさらにきちんと何回も調整をするということが必要だというふうに言われておりま

す。そういったことを進めていくためにも、あれなんです、今ほかの市町でこういった補聴器への補助制度というのはあるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 関谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。

高齢者の補聴器の購入補助制度につきましては、身体障害者手帳の交付対象とならない高齢者向けに補聴器の購入助成事業を実施している自治体があることは承知をしております。自治体によって要件が相違をしております、対象年齢についても65歳以上やその他の年齢以上、助成額もまちまちであることを承知しております。現段階では、岐阜県においては既に助成を行っているのは1市のみというふう聞いております。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 私は先ほど言いましたけれども、専門のお医者さん、日本耳鼻咽喉科学会では補聴器相談医というのを認定されているそうであります。そういった方に相談をする、そして補聴器もただ買ってそれだけではなくて、きちんと調整を何回もしていただく、そこが非常に重要だと思います。そういったことを促していく、そういった意味でもこういった助成制度をつくってはどうかというのが私の提案でありますので、今後の一つの検討として、またお願いをしたいと思っております。

最後になりますけれども、災害時、先ほども防災の問題がありましたけれども、その中で避難所の問題、このコロナ禍でどういうふうに避難所をつくっていくのか、実際に私も避難所運営訓練ですか、そういったのを参加させていただいておりますけれども、なかなか難しいなというのが正直なところです。そんな中で、この災害時に福祉避難所という仕組みがあるというふうにお聞きしました。これについて、概要など説明をお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいま御質問のございました福祉避難所でございますが、子どもの市におきましては、まず市内全域の指定避難所といたしまして、老人福祉センターを指定しております。また、民間の協定施設としては、瑞穂市内の高齢者施設や障害者の施設など計14か所を指定しております。

福祉避難所の概要といたしましては、もともとの一般の避難所でなかなか収容が難しい方につきまして、ノウハウのある、あるいはまた設備の整ったこういった施設等々へ移っていただくようなことを想定しております。こうしたことにつきましては、設置の運営マニュアルを今年度中に策定をするということで準備をしております、現在が最終段階に入っております。そこで、こうしたマニュアルの策定後につきましては、先ほどの民間協定施設とも共有をいたしまして、万が一のときに備えていきたいと思っております。

また、市民の方への周知につきましても、福祉避難所の位置づけ等を含め、防災の担当課ともまた歩調を合わせまして、定期的にしっかりと周知を行っていききたいというふうに考えております。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 私も、この福祉避難所というのは初めて今回知ったということでありませう。まだ、この仕組み自体ができてそんなにたっていないという、そういう現状もあるし、まだまだこれからというところだと思います。ただ、実際災害が起こった場合に、高齢者の足の悪い方とか、どういうふうに避難をさせるかということのをそれぞれの自治会でもお話しされていると思いますけれども、そういったところではこの福祉避難所ということは全然頭になく、そんな話を実はしてきたわけですね。そういった意味では、これからはこういったこともあるということも含めて、どういうふうに避難をさせるべきか、そういったことも一緒になって相談できるというかなと思いますので、ぜひこれからの周知等をよろしくお願いをしたいと思っております。

最後、少しはしよらせていただきまして、申し訳ありませんでしたけれども、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 5番 関谷守彦君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。14時45分から再開をしたいと思います。

休憩 午後2時26分

再開 午後2時44分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日は3月11日、東日本を中心とした大震災が発生した日であります。数多くのかげがえのない命が失われ、かつてない被害をもたらした大震災から10年となりました。この震災により犠牲となられた方々に心より哀悼の意を表すとともに、今もなお不自由な避難生活を送られている皆様の生活が安定され、一日も早い復興を遂げられますようお祈り申し上げます。

発生時刻の2時46分まで、しばらくお待ちください。

ここで黙祷を行います。

御起立ください。

黙祷。

[黙 祷]

○議長（庄田昭人君） ありがとうございました。

それでは御着席ください。

1番 広瀬守克君の発言を許します。

広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） 皆さん、改めまして、こんにちは。

ただいま議長よりお許しをいただきました議席番号1番、無所属の会、広瀬守克でございます。

まずもって、先ほどの黙祷がございましたが、傍聴の皆様、御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

私ごとになりますけれども、10年前でございますけれども、ちょうど自宅におりまして、自宅内の建物の撤去ということがございまして、重機が入っておりました。そのときに、朝から重機がどんどんたたいておりまして、家の中におりましても揺れておったということで、その昼からの、この時間の大震災にあったときも工事のほうをしておりまして、これは工事の関係かなと思っておったわけなんですけれども、どうもその揺れが大きいということで、外へ出ましたところ、電柱が左右に長い時間結構揺れておりました。そういったことは、本当に恐怖感もありまして、忘れられないことだったなあと感じております。

本当に、東北の関係の皆様、まだ発見されていらっしゃらない方に、心からお見舞い申し上げます。

それでは、今日の私の質問でございますが、今日既に皆様、関心事でございます新型コロナウイルスのワクチン接種についてでございますが、その質問と、あとはその新型コロナウイルス感染症によります市の財政への影響についてを質問させていただきます。

これよりは質問席で質問させていただきますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、新型コロナウイルスワクチンのことでございますけれども、まずは新聞とか報道でよく出ておることを話させていただきますが、ワクチンの輸入が、第3便が3月1日に到着しまして、ファイザー製で最大約26万人分、52万回分が入ってきたということで、そのときで3回目でございます、合わせて68万人分、約2回接種で136万回分届いたという記事が載っております。そこで、8日になります、最大でおおよそ99万回分というワクチンが届いたということで、これまでで最も多いウイルスワクチンという記事が載っております。

これで4回目であるわけなんです、政府によりますとということで、今回到着したワクチンは前回2回目に到着した量の2倍近くで、これまでで最も多いということなんです、これは最大でおおよそ236万回分で、これまでに届いたワクチンでございますけれども、236万回分で、人数にしておおよそ118万人分が確保されたというようなことが書いてございました。来週以降も順次到着予定というふうな記事が載っております。

厚生労働省は、今月から本格的に始まった医療従事者への優先接種について、5日までにおおよそ4万6,000人が1回目を終えていると言われ、今年5月の前半までには2回接種するのに必要なワクチンを全ての都道府県に配送できるという見通しを示していますというようなこと

が言われております。

また、およそ3,600万人の高齢者に対する優先接種、こちらも先ほど松野議員、また広瀬武雄議員がいろいろと質問されていますが、来月12日からワクチン接種が始まり、6月末までに全員が2回接種するのに必要なワクチンを配送するというようなことが出ておりました。

県内は今、医療従事者優先ということで、長良医療センターの医療従事者の方が2月19日に第1回接種をされております。

そこで、ワクチン接種に向けてのスケジュールなんですけれども、前にも御質問もございましたけれども、重ねてではございますが、現時点でのスケジュールはどんなものかということをお聞きいたします。よろしく願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 広瀬議員の御質問についてお答えをさせていただきます。

ワクチン接種に向けてのスケジュールというところでございますが、65歳以上の方についてお話をさせていただきますと、当市においてはまず、近日中に接種に係る事前の意向調査を行わせていただきます。

その後、4月になりまして、接種券、クーポン券でございますが、これを発送いたします。そして4月下旬から5月にかけて、実質5月より接種を開始するという予定でございます。

しかしながら、先ほども議員御指摘のとおり、ワクチンの供給については不安定でございます。4月19日の週に487人分、26日の週に487人分を頂けるとの連絡を受けているだけでございますので、まだまだスケジュールについては不透明というふうに言わざるを得ない状況でございます。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） ありがとうございます。

今おっしゃった人数分ではないということで、まず今、瑞穂市、1万2,000人ほどでしたかね、65歳以上の高齢者がいらっしゃるということで、全然足りなくなってくるわけでございます。

そこで、今のところの現状で、今後医療従事者もそうなんですけれども、65歳以上の高齢者、もちろん、そういったことで不安はあると思うんですけれども、一応回覧なんかでも資料が今回、今月の頭でしたか、少し出ていましたんですが、今の事前調査とか、そこら辺の方法、回覧のほかにももう少し周知してもらえそうな方法とかがあれば教えていただきたいと思っております。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 事前説明の方法というか、周知の方法でございますが、今、議員御指摘のとおり、広報や自治会の回覧、またホームページ等で随時最新情報を発信していき

たいというふうに考えております。

回覧等についても、自治会長さん方とのお話合いの中で、号外のような形でも御協力を賜れるようなことになっております。

また、個別に先ほど接種券を、クーポン券を発送すると申し上げましたが、その際に当然のことでございますが、案内文書を同封いたしまして、詳細について御案内をする予定でございます。

しかしながら、これだけでは十分ではないというふうに考えておりまして、このほかに社協の地域包括センターや在宅介護支援センター等、65歳以上の高齢者宅に訪問に回る方についても周知をお願いするとともに、民生委員や老人クラブの方など、地域で活動されている方々にも、啓発や周知をお願いしていく予定でございます。以上でございます。

[1番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） 次に、強制ではないと思うんですが、希望されない方も多分出てくると思うんです。そういった方とか体の不自由な方、足が不自由で行けないとか、それから家庭の事情なんかで、接種の場所まで来られない方とか、いろんなパターンがございますが、そういった方への対応も、もう一度お聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 接種についてでございますが、私どもといたしましては、ぜひ受けていただくようにお勧めはしております。勧奨という形になります。

しかしながら、御指摘のとおり、この接種は強制ということではございません。接種を受ける方の同意がある場合に限り接種が行われるということをお認識しております。

また、集団接種会場まで来られない方への対応というところでございますが、現行の高齢者タクシーチケット助成制度の利用者の方に集団会場往復の専用チケット、上限を設けるつもりでございますが、これについての配付を検討しているところでございます。

[1番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） ありがとうございます。

今の高齢者向けにチケット、こういったことも多分便利ではあると思うんですけれども、本当にそのチケットで行かれる方はいいんですけれども、体の不自由な方についてはどんな感じでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） なかなか御不自由な方で、外出もままならないという方がございます。そういう方につきまして、実は、これはまだ調整中でございますので、なかなかはっ

きりとは申し上げにくいところがございますが、例えば介護タクシーを運行してみえるタクシー会社さんもいらっしゃいますので、そういった方へもお声がけをしつつ、通常のタクシーだけではなくて、そういったものにも対応できるようなところについて、交通手段を考えていきたいというふうに考えております。

[1 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○1 番（広瀬守克君） ありがとうございます。

本当に、たくさんの方、多くの方が接種されることが望ましいことでございますので、そういったいろんな手段で接種できるような体制を取っていただければいいかなと思っております。

また、戻るわけでございますが、希望されない人の中で、先ほど一人でも多くの方ができればいいと思っておりますんですが、例えば接種されない方というのは、市のほうで把握はできますか。希望を取るわけでございますので、接種をする、しない、希望しないということは、確認は取れるわけですかね。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 少し私どもの説明が足りずに、申し訳ございませんでした。

事前の調査というか意向調査でございますが、それにつきましては、無記名で行う予定でございますので、その段階で接種を希望される方がどなたであるとか、そういった個人の特定はいたしておりません。

[1 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○1 番（広瀬守克君） ありがとうございます。

ということは、特定はできない、分からないということで解釈して、そこを例えば市のほうから、いや打っていただきたいというようなことももちろんできないということで、解釈でいいですか。接種を希望されない方なんかのということでいいですね。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 例えばがん検診等々で、精密検査が必要な方についての第2弾の勧奨というか、検診を受けてくださいよというような勧奨はいたしておりますけれども、今回の予防接種につきまして、打たれていない方がどなたでということについてのいわゆる第2弾の勧奨のようなことについては、今のところ考えてはおりません。

[1 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○1 番（広瀬守克君） 大変申し訳ございません。いろいろと御質問させていただきました。ありがとうございました。

それから、接種方法なんかは、先日も今日もでございますが、個別と集団でという接種場所が一応予定はされておるといふことで、土曜日とか、例えば個別のところだと日曜日、例えば個別だと各医院、お医者さんになるわけでございますけれども、そういったところでの例えば土・日の接種は可能でしょうか。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 接種につきまして、集団の接種につきましては、総合センターと巢南の保健センターというふうに考えております。これが集団接種会場でございますが、そこにつきましても、また個別の接種につきましても同様でございますが、土・日の実施につきましては、現在医師会と調整中でございます。

したがいまして、即答はできかねますけれども、調整中というところでございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） ありがとうございます。

何とか土・日も打てるような体制を取っていただければと思います。よろしくお願いいたします。

それから、前も質問がございまして、何回も同じ質問になるんですけれども、高齢者施設の中で、従事者の方とそこに住んでいらっしゃる入居者の方の接種の方法ですが、先ほども御答弁の中にございましたけれども、施設従事者と施設の入居者が同じタイミングで打っていただけるというような理解でよかったですか。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいまの件については、議員お見込みのとおりでございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） ありがとうございます。

次に、人材の確保についてでございますが、接種の委託とコールセンターの設置、そういった医師とか看護師、事務員などの状況、こちらをお聞かせいただければと思います。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいま御質問のございました人材の確保という点でございますが、まず集団接種につきましては、もとす医師会に協力を依頼いたしまして、医師と看護師を確保していただきまして、接種会場に来ていただきまして、接種を実施する予定でございます。

また、会場の運営スタッフについては、市の職員のほか、市の選定した委託業者の人材を活用する予定でございます。また、4月から新たにワクチン接種体制看護業務に従事する私ども

の会計年度任用職員を雇用する予定でもございます。また、コールセンターにつきましては、この意向調査に合わせまして、3月15日から開設予定としております。以上でございます。

[1番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） ありがとうございます。

今の御質問で、確保については今後十分であるという理解でよろしかったですね。ありがとうございます。

そこで、シミュレーションをしたところがございますが、我が瑞穂市として、1人に対して何分かかるとかという、そういった想定は考えていらっしゃいますか。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいま御質問のございましたシミュレーションにつきましては、また医師会等の調整中でございますが、各会場で、集団接種でございますけれども、1日当たり2時間を予定しております。3月9日に医師会主催の説明会がございまして、そのときの説明によりますと、1日当たり60名の接種を予定している旨の話がありました。

したがって、これによれば、実際の接種の段階では、2分ぐらいとなります。その後の待機に15分から30分かかるとされておりますので、事前の入場の受付から考えますと、合わせておよそ40分から45分は一人当たりかかるというふうに考えております。

[1番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） ありがとうございます。

1人当たり結構時間がかかるということで、本当に接種する人数も日にちがかかるということで、理解をしております。

それでは、医療従事者と、こちらのほうもいろいろと御質問があって、御答弁されていると思うんですけども、医療従事者、また高齢者、基礎疾患のある方なんですけれども、その順番で接種されるんですけども、現時点で本当にもう一度分かるスケジュール、お聞かせください。お願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 今ほどお話がありました医療従事者の方につきましては、当初は3月中旬からと言われておりましたが、これは4月中にずれ込む予定となっております。したがって、先ほども申し上げたかもしれませんが、高齢者の接種と重なるということも想定をしております。

そして、高齢者の方につきましては、先ほど、実質5月からというお話をいたしましたけれども、国のほうでは6月までにワクチンの配送を完了するとしておりますが、これもまだまだ

不透明な状況でありますし、さらにその後一般の方のうちで基礎疾患のある方となりますので、これにつきましては、なかなかスケジュールの見込めない状況でございます。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） ありがとうございます。

それでは次の質問に入らせていただきます。

コロナ禍で不況による市税の減収、また中小企業の経営支援とか、失業者の増加、独り親世帯の支援などで歳出の増による財政悪化が予想されます。また、数年後には、団塊の世代が後期高齢者になり、民生費の増加が避けられないと思います。

そこで、2点の事業についてお聞きいたしますが、まず1点目、瑞穂市及び圏域市町15万人の玄関口にふさわしい利便性、快適性を備えた魅力的な空間都市を創出するJR穂積駅圏域拠点化構想のJR穂積駅周辺整備事業について、今木議員も昨日御質問がございましたけれども、地権者の賛同とか、経済状況にもよるとは思うんですが、構想どおり進めていけるものなのか、いま一度お聞きいたします。よろしく願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 宇野調整監。

○調整監（宇野真也君） ただいまの広瀬議員から御質問いただきましたJR穂積駅圏域拠点化整備構想の状況について、御説明させていただきます。

JR穂積駅拠点化構想推進事業といいますのは、駅周辺の魅力づくり、にぎわいづくり創出等を目的としたソフト事業と、交通利便性の向上や居住環境の改善のための基盤整備を目的としたハード事業、相互の事業が連携し、安全・安心で魅力ある駅周辺を目指すものでございます。

ハード事業につきましては、中長期的には、土地区画整理事業を見据えたJR穂積駅周辺整備事業を目指し、短期的には駅周辺の交通機能の課題を早期に解決するため、JR穂積駅周辺交通機能等改善事業を並行して進めているところでございます。

それぞれの事業計画につきましては、現在、検討委員会での協議検討を行いながら、原案等の策定に向けて作業を進めているところでございます。

それと並行いたしまして、事業費を含む事業計画検討につきましては、様々なシミュレーション等を行っており、よりよいものをつくっていくために、できるだけ国の補助金等を活用できるように検討を進めています。

また、先行して取得いたしましたJAぎふ穂積支店の土地を有効に活用し、素早く事業化をしていくことも視野に入れた事業計画を進めております。

検討会なんですけど、実は今週の土曜にも予定されておまして、駅の周辺整備に当たりまし

て、どのような駅前であつたらいいのかというような議論をしていただいております。駅周辺の方には、こういうニュースレターという形で駅周辺の検討会の内容を伝えさせてもらっておりますが、特にこの中で、駅の中で、例えばふだんは一般の駐車場に使っているような場所を地域のイベント、こちらでしたら汽車祭りが過去には行われていたということをお聞きしております。そういうものがまた駅前でできるような、ふだんは一般の駐車場なんだけど、そのイベントをやるときには一般の駐車場でできるような、また平素もいわゆる駅の機能だけじゃなくて、公園的な要素を持ったフレキシブルゾーンというようなものも視野に入れたところを地元の方と一緒にただいま検討しているような状況でございます。

そのシミュレーションの一例でございますが、挙げさせていただきます。

J A ぎふ穂積支店の土地を含む駅南口周辺の約2ヘクタールの区域で、土地区画整理事業を想定した場合、これ都市計画決定を前提とした場合というふうに想像していただければいいと思うんですが、総事業費が約27億ぐらいかかりそうでございます。その一部が補助対象事業となりますので、国の補助は約2分の1になります。かつ、市が負担すべき起債とか、そういうものがございまして、起債に対しても手当てがなされるような形になってまいります。以上でございます。

○議長（庄田昭人君） 森市長。

○市長（森 和之君） 広瀬守克議員から、J R 穂積駅圏域拠点化構想の推進事業の今、予算についての御質問もいただいております。

宇野調整監から、今、シミュレーションということで一例をお答えしましたところですが、今のJ R 穂積駅周辺整備、昨年の6月にJ A 穂積支店と瑞穂市のバスターミナルの用地の契約が調い、そして現在、J A 穂積支店が新しい今のバスターミナルに建設がされて進んでおります。

計画では、今年の10月に新しい支店が完成し、現在のJ A 穂積支店はその後解体がなされ、令和4年3月に私どもにあの用地の引渡しを受けます。そして、令和4年度から駅南の整備に着手をしてまいります。

先ほど一例ということで話しましたが、その駅南の約2ヘクタールを、例えば区画整理事業として最も効率的に考えますと、その概算事業費が約27億円となり、これから8年から10年ぐらいをめどに整備を行っていくというような、そんなシミュレーションになっていくと思います。そして、その財源は、国の補助、そして有利な起債ということで交付税算入されるような起債の活用ができます。

さらに、現在、地域再生計画というのを策定して進めています。企業版ふるさと納税や、例えばふるさと応援基金、例えば令和3年末見込みでは約20億円になるその基金を活用して、返済が平準化できるような、そんなことも考え、ほかの事業への影響が少なくなるような、そん

な事業を進めていく、そんな計画でございます。

よく市民の方から言われておりますJR穂積駅前の整備に200億とか300億円というような、そんな新聞報道が以前あったと思いますが、これはJR穂積駅周辺整備研究会からの提言どおりに行った場合には200億とかそんな金額になるということで、私ども行政のほうから公表した数字ではありません。

そのようなことを皆さん方に御理解をいただき、駅の南と北で区分をして、駅の南から工事のほうを着手していきたいという、そんな構想でありますので、よろしく願い申し上げます。

〔1番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） 宇野調整監、また市長、どうもありがとうございます。

本当に瑞穂市の玄関口でもございますし、にぎわい、本当に昨日も今木議員ですか、おっしゃっていましたが、駅前、やっぱり汽車祭りなんかもできるような感じの広いところもあると思いますし、何とか計画どおりしていただければと思っております。ありがとうございます。

次、2点目になりますが、こちらのほうも、各議員の方、いろいろとグリーンインフラについても御質問していただいておりますけれども、仮称というふうについておるんですけれども、昨日もある議員とお話ししておったんですが、仮称じゃなしに、例えばちょっとこれは質問とは違うんですけれども、名前、例えば（仮称）大月多目的広場とか、仮称、仮称とついておりますが、いろんな外にアピールできるような名前というのを、私早く決めていただいて事業が始まるということですので、何か市民の方にどんな名前がいいのかとか、そういったものを早めに応募して決めたらどうかという提案をさせていただきます。

これはちょっと通告にもなかったんで申し訳ございませんが、昨日馬淵議員と、ごめんなさい、お名前出させていただいたんですけど、いろいろお話しした中で、仮称、仮称というものもあれだな、やっぱり名前を早くいただいて、どうせ事業が始まるのであれば、名前をつけて皆さんに周知してもらったらいいいのかなということがあったもので、提案ですけれども、よろしく願いいたします。

それはそれで、1つ御提案ということでございますが、今のグリーンインフラ事業について、先ほどと一緒に、事業計画と予算、そういったものに加える、事業を進められることに当たり、どのような国庫補助とか地方債、それから公的債、緊防債などの活用が可能であるのか、そういったところをお聞かせいただければと思いますし、それに対するメリットとかデメリットがございましたらよろしく願いします。

○議長（庄田昭人君） 宇野調整監。

○調整監（宇野真也君） 貴重な御提案をありがとうございます。

あえて答弁させてもらいますが、くどくなるので、（仮称）はちょっと抜かせていただいて、答弁させていただきます。

まず新年度予算で、犀川遊水地グリーンインフラ事業の対象予定地につきましては、今まで答弁させてもらっておりますが、分析評価をいたして、問題点の抽出・検討をして、まずは全体の整備コンセプトの設定等をしてまいります。そして、整備の基本方針の検討を行っていくわけでございます。

目標とするのは、水辺空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指すためのかわまちづくり計画というものでございます。この策定に向けた基本構想をまず来年度は策定するというふうなスケジュールを考えております。令和4年度、その次の年には、その3年で作った基本構想を基に、かわまちづくり計画をつくって、それを国に登録申請、そして事業化を目指していくというようなものでございます。

ネーミングとかにつきましては、先ほど御提案がありましたとおり、市民の意見を反映するような市民ワークショップとか、地域の方からいろんな御意見をもらいながら進めてまいりたいということでございます。

河川空間とまちの空間の融合が図られたというようなことを再三答弁させていただいております。良好な水辺空間の形成を目的としたかわまちづくり支援事業制度というものでございますが、国土交通省に申請をして登録を受けることでメリットは何だというような話があったので、こちらも答弁のほうをさせていただいている部分ですが、例えば河川敷を活用して何かイベントをやりたいとか、河川敷を活用したものがないかということですね。

地域のニーズ、いろいろあるとは思いますが、その中で例えばキャンプ、バーベキュー、近頃は健康づくりのためにウォーキングだとか、いろんなことがされていると思います。例えば、そういう施設を川の中に造るには、ふだんであれば河川管理者、国とか県に使用の申請をしなきゃならないです。

それにはかなりの書類を作って申請をすることになるんですが、割とその申請に対して許可のほうが得やすくなる、かわまちづくりの計画をつくることによって得やすくなるというのがメリットになるかと思えます。

また、ハードの面ですけど、こういうことをまちとして、市としてやりたいといった場合に、例えば護岸の構造、護岸というのはコンクリートで川岸が固めてあるものがあるんですけど、ちょっとあのままでは近づくとばたんと落ちて危ないよというようなものに対しては、もう少し緩いような状態の構造にさせていただくとかという整備、施設の整備というのが支援いただけるというところがメリットなのかなというふうに考えております。

先ほど、ウォーキングというようなことを話させていただいたんですが、笠松町にある総合病院のドクターなんか、歩く速さが普通の人よりも少し速めに歩いている人というのは寿命

が延びるといふようなことを、近頃話されている論文を読ませてもらったことがあります。結局人間って、太もものところにすごい筋肉を持っておりまして、これを動かすことによって体中の血液がすごくポンプのような形で回って、新陳代謝が活発に行われて健康につながるというようなことが書いてあったことを記憶しております。

そうやって健幸都市みずほを目指す瑞穂市にとっても、こちらの公園を、そういう健康づくりに有効に活用してもらえようなどころであればいいのかなというふうに考えております。

また、なぜ今ここで、犀川でというところですが、市長が地方創生の3つの拠点ということでは言われております。

先ほども穂積駅の話をしていただいたんですが、犀川のグリーンインフラに関しましては、穂積駅から、例えば電車で駅へ来てバスに乗って、手ぶらでバーベキューが可能かなというように思っています。

というのは、当地にスーパーがあったり、そういう施設があれば、本当に遊びに行くにも全く手ぶらで行けるようなレクリエーション施設というものが提供できるのかなというようにも思われます。

デメリットも何か考えられるんじゃないかというような御指摘でございますが、さい川さくら公園には現在、320台ほどの駐車場が完備されております。ただ、あの公園に行くには堤防、何かと狭い道路で、仮ににぎわいをもたらす人が一気に押し寄せた場合には、ちょっと交通上不便なところもあるのかなというように思います。

大垣市側からの、一夜城側からのアクセスと、例えば西のほうからのアクセスということも考えて、交通処理のことを考えなきゃならないというのが少しデメリットかなというふうには感じております。

ともあれ、せっかく昔からの整備された施設を有効に活用するために、隣の大垣市さんと連携しながら、いろんなイベントを打ちながら有効に活用していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔1番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） 本当に御丁寧なお答えありがとうございます。

本当に、水辺空間で市民の方が憩いのあるところで活動していただける、またお隣の墨俣、そういったところと連携しながら犀川の遊水地がにぎわえば、本当に瑞穂市にとってもプラスになると思っておりますので、何とか計画をしっかりといただきながら進めていっていただきたいと思います。

そういったところで、私の一般質問、これで終わらせていただきます。ありがとうございます。

した。

○議長（庄田昭人君） 1番 広瀬守克君の質問を終わります。

11番 杉原克巳君の発言を許します。

杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 議席番号11番、みずほの会、杉原克巳でございます。

ただいま、議長に発言の許可を賜りましたので、通告どおり一般質問をさせていただきます。今回は3問、質問をさせていただきます。

1問目は道路整備と交通安全対策ということで、内容といたしまして、4つの項目について質問をさせていただきます。

1つ目は、新設道路の提案についてでございます。

2つ目は、道路のメンテナンス。

3つ目は、信号機の設置。

4つ目には、道路標識の設置についてでございます。

大きな2つ目の質問といたしまして、今日も午前中に広瀬武雄議員が質問をされておられます、公立小学校の1クラス35人以下学級と教科担任制の導入について質問をいたします。

最後の3つ目は、農振法の整備計画の見直しということで、適用基準の見直しにつきまして、鹿野都市整備部長にお答えをいただきたいということで、3問、質問をこれから質問席でさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、道路新設でございますけど、今朝ほど、森清一議員も広域連携のところで、道路整備のこともちょっとお話がございましたんですけど、私、この12月の一般質問で通告なしで都市整備部長に突然、こういうことでどうですかということで、ちょっと質問をいたしまして大変申し訳ございませんでした。

今回は、事前に通告をいたしておりますから、よろしくお願い申し上げます。

お答えは都市整備部長と、今回は市長にも登壇をお願いしたいというふうに思っておりますから、よろしく、市長のほうもお願いいたします。

新設道路の場所といいますのは、県道92号線、要するに岐阜県南・大野線の、旧中山道じゃなくて、新のまだ開通はしてありませんけど、名和医院の南側のところで止まっておりますけど、そこの92号線の手前の北五六橋の西交差点から北へ行きまして三差路がございまして、そこから北方向に3メートルくらいの道路になっておりますけど、8-1259号線で、そこから樽見鉄道の線路を越えまして、本巣市の、今ございますおんさい広場の東の道路、そこへアクセスしてはどうかと。その先は県道53号線、4車線でほぼ開通しております岐阜・関ヶ原線。また、北へ行きますと、今度は本巣市が新しく庁舎を考えておられます市役所の隣へ来て、そしてもう少し行きますと、東海環状自動車道、2024年に開通ということでございますから。

そういう意味からしまして、今日、森議員も広域ということで、この瑞穂市だけではなくて、道路網というものは、隣接の自治体ともやはり協力をし合って、お互いに相乗効果を狙うということで、私は必要ではないかなということで、私も以前より、何回もここで手前みそなことを言って申し訳ないんですけど、私は時間がありますと、本巢市、それから大野町、北方町を車で、まちがどういうふうに変わっていつておるかなということを見つめてきておるようなわけでございます。そういうことで、瑞穂市の、穂積の地域の方は申し訳ないですけど、巢南の地域の方に言いまして、南北が遮断をしまして、瑞穂市内だけで止まっているやないかと。本巢市はいっぱい十四条のところまで道路も6メートル、9メートル道路をつけておるけど、瑞穂市になりますと全然、その接続ができていないというようなことでは、これはいけないんじゃないかというようなことで、そういう意味から、私は今回、新設ということで、市長、通告をさせていただいているようなわけでございます。

この新設道路のメリットとしまして、1つには瑞穂市と本巢市を結ぶ道路で、本市の産業振興地域ということで、これ美江寺も一部入るわけなんですけど、十七条・十八条の工場適地開発のためにも、これはぜひとも必要な道路であると、これは前提条件だと、絶対条件であるというふうに、私は考えておるようなわけでございます。

2つ目のメリットとしまして、北はこれで攻めたでいいんですけど、じゃあ南はどうかということになりますと、南もちょうど、御承知の方も見えると思いますけど、十八条橋のところは畑屋産業さんというのがございますね。あれが東西で走っておりますが、市道2号線なんでもございます。それで西方向は、もう少し西へ50メートルばかり行きますと県道171号線で、牛牧のJRのバイパスをくぐって国道21号線へつなぐということで、また今度は東のほうはどうかといいますと、今、五六川の十八条橋のところはちょうど東を追ったところが二股に割れておりますけど、あれを多分南になりますと一本道で、ちょうど県道23号線、本巢縦貫道のほうに連結をするということで、今、鷺田・穂積線の朝晩、昨日も一般質問がありまして、帰ってきましたときはちょうど5時半だったんですよ。そうしたときにはバローからこちらのほうは花塚のところまで渋滞しておったんですよ。ですから、そういうことで、1本はありますけど、補完する道路がないということで、これからやはり北も攻めないといけないし、東も攻めるということになりますと、どうしても今の1本では駄目だということで、そういう迂回路という意味から申しまして、先ほど私くどく言っておりますけど、今後の瑞穂市の土地開発、企業誘致の一番最適地というものは今、私の地元で申し訳ないですけど、十七条、十八条地域しか今残っておりません。まとまった土地。ですから、今北方町も17町歩を3区画で全部売却ができましたし、本巢市も屋井から温井のほうに今入ってきておりまして、おんさいの西のほうも今、区画整理をやっているようなことでございます。

ですから、我々瑞穂市も企業誘致ということは財政上のメリットもありますし、もう一つは

雇用ということで、非常に相乗効果もありますから、ぜひとも前向きに検討していただきたいということで、後ほど都市整備部長とそれから市長にお答えをいただくわけでございますけど、この新しい道路に関しましては、瑞穂市単独では解決ができるわけではございません。これは隣の本巢市と、それから樽見鉄道の協力をなくしてはできません。といいますと、本巢市さんは今おんさい広場の真正店の東側まで道路が来ております。そこからずうっと南下をしてもらわないかんわけですね。それで、瑞穂市の関係といいますのは、さほど投下資金も何も要らなくて、あそこに先ほど言いましたように道路を伏せ越しするか拡幅して、線路までのところで、100メートルか150メートルなんです。本巢市はそこから樽見鉄道の踏切を越えて北へですから、あれはどのぐらいあるんですかね、500メートル、もっとあるんですかね、その土地買収をしていただかなくてはならないということで、なかなかハードルの高い事業でございますが、これはぜひとも前向きに検討していただきたいということで、答弁をお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） まず現状を少し御説明させていただきます。

議員御紹介のとおり、JAぎふ本巢のおんさい広場真正店の東側の道路は、本巢市道路網整備計画によりまして西部連絡道路として位置づけられておりまして、この道路につきましては、おんさい広場から東進して、それから瑞穂市のほうへ南下してくるというような道路網になっておりまして、本巢市側としては全線整備は完了しているというようなことはお聞きしております。

現在、本巢市におきましても小柿地内から主要地方道岐阜・関ヶ原線へ直接アクセスできるよう、県道の交差点改良が行われているところでございます。完了後は主要地方道岐阜・関ヶ原線から東海環状自動車道大野神戸インターチェンジへのルートとして機能確保がされ、瑞穂市におきましてもインターチェンジへのルートとして、道路ストック効果が確保・発揮されるものというふうに考えております。

議員が御提案されるそのルートというのは、前回ちょっと私もよく分からなかったんですが、今回おっしゃられた説明の中で理解させていただきますと、ちょうど東海環状自動車道（仮称）糸貫インター、この南西約1キロのところの本巢市が新しい庁舎を造るということを聞いております。ここに先ほど申し上げました西部連絡道路という道路が南北に縦貫します。この道路が南へ瑞穂市のほうへ向かってまいりますと、今申し上げましたおんさい広場のところの丁字路へつながるということになっております。議員がおっしゃいますのは、この道をさらにそのまま南下して、さらに瑞穂市の美江寺、十七条・十八条、工業道路地域のこの中心の道路にアクセスしたらどうかというような御意見だと思います。

そういった御意見につきましては、もちろん本巢市のほうは新庁舎を建設するといった要素

の中で、その西部連絡道路を整備してきているというところでございます。

全く道路のないところへ新設する道路を引くこととなりますと、やはり瑞穂市側でも何らかの大きな要素がないと、その道路を造るというところを、瑞穂市が一生懸命頑張っても、これは本巣市側の道路整備ということになりますので、その辺りは、一つ何か大きな起爆剤が必要だということは、私個人としては認識しているところでございます。

後半に御質問のありました十七条・十八条地内の農村地域工業等導入地区、これはいわゆる工場適地という地区になっております。現在は、美江寺地内で市道が主要地方道岐阜巣南・大野線バイパスにアクセスし、これは西進した後、重里地内から森地内へ、さらに西進して東海環状自動車道の大野神戸インターチェンジへつながるといようなルートになっております。

現在のところは、清流みずほ幼稚園・保育園の森地内で工事が県道までとなっております。今後、やはり大野町、神戸町それぞれが、インターチェンジの南部で病院だとか企業誘致だとかということで、土地利用を急がれているという中から、やはりこの岐阜・巣南・大野線のこのバイパスの県道でいきます田之上・屋井線からさらに西へ行くルートを早期に県のほうで決定していただいて、大野町、神戸町へどういったアクセスをするかというところを今、喫緊の課題だというふうには思っております。

まず瑞穂市側で必要なものは、現在整備しております森・重里地内のこのバイパス工事を早期に完成するということが市としては最優先事項としておりますので、今後も県と協力体制を取りながら、しっかりと進めてまいりたいと考えております。

○議長（庄田昭人君） 森市長。

○市長（森 和之君） 杉原議員から、道路整備、そして交通安全対策の御質問の中の新設道路の御提案をいただいております。

都市整備部長からも今お答えをしておりましたように、皆さん方、どのルートなのかと想定されておったと思いますが、本巣市のJ Aおんさい広場の東の道を真っすぐ南下すると丁字路でぶつかってしまって、それを北から来ますと左折して樽見鉄道を越えて、また右折をして瑞穂市の本田地内に入るという、そのルートで丁字路にぶつかった部分をそのまま、まだ計画は本巣市のほうでないようですが、真っすぐ行って瑞穂市の美江寺、そして十七条・十八条地内に入ってくる道路ということになると思います。

私ども、先ほども杉原議員からおっしゃっておられます、本巣市との行政界の南北道路というのがつながった道というのが、実は恐らく本巣縦貫道だけではないかというように思って、一昨年も本巣縦貫道の整備の促進期成同盟会を立ち上げておりますが、その中の県のスタンスというのはやはり、交差点改良とか歩道の改良などというようなことで、本巣縦貫道というのは完成形になっていきますので、現在で、なかなか車線を増やすというようなことも難しいということをお伺っております。

また、午前中の森清一議員の御質問は、はっきりとはおっしゃられてはおりませんでした、恐らくこの道路のことだという認識の中で、お二人とも御提案をいただいているということをおもっています。

本巣縦貫道を補完する道路としての必要性、そして私が考える瑞穂市の庁舎、高台へ移転するといった場合には、この道路が、やはり必要な道路というようなことで移転と大きく関わる問題になってくるということをおもいますので、この道路の必要性は高いというような認識でおもいます。

今の現時点では、本巣市のこともありますし、うちの庁舎の移転がそこになったわけでもありませんので、このようなお答えしかできませんが、本巣縦貫道を補完するような意味での道路ということでは、必要性が高いということだけ御答弁をさせていただきたいとおもいます。

[11番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） そういうことで、私はもう10年、20年先を見据えたまちづくりということで、やはりまちづくりの基礎は道路整備だというふうにおもっています。

それは市長も同じコンセンサスを持っておられるとおもいますから、常に脳裏に入れておもらいまして、どういうふうな道路体系をつくっていったらいいかということもよく御理解をいただいて、そこら辺をおもっていただきたいというふうにおもっています。

では、次の質問でございますけど、道路のメンテナンスということで、今回は巣南地域のことばかり申し上げまして大変申し訳ないんですが、今、樽見鉄道の清水踏切といいますのは中保育園から十七条の踏切までの鉄道の西側の道路でございますけど、これは昭和47年の東部土地改良によりまして、あそこの道路を造りまして、その後市道に格上げされたというようなことで、以前はあそこをウォーキングなり、それから散歩なり、それから今は自動車走っておるわけですけど、最近は危ないから鉄道の東側の市道のほうに皆さんが移られまして、そこを今散歩なり、ウォーキングをされているようなことなんですよ。

どうして前は西側を歩いてみえたかという、十八条まで柿畑があるんですよ。柿畑を見ながらここの柿畑のこの剪定はうまいだとか下手とか何とか、いい柿が実っておるとか、そういうことを言われて、そういうことで西側の道路を散歩されておられましたんですけども、非常に危ないということで、今、東の先ほど言いました市道のほうに替われまして、今はそこを散歩なりウォーキングをされておるようなことでございますから、ひとつそこら辺、一度現場を見ていただきまして、まだほかにもたくさんやる道路の整備がございますけど、そこは人も使うし車も使うということで、非常に危ないですから、道路のアスファルトもひび割れをしちゃっていますし、こけたら側溝にはまっちゃって大けがをするようなところがございますから、ひとつ道路整備の優先順位、プライオリティーを前のほうに持って行って修理をしていた

だけないかなと思っておるわけですけど、御回答をよろしく願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） ただいま議員の御指摘の道路につきましては、今年度より美江寺から十七条・十八条にかけて、樽見鉄道沿線の市道の路肩の除草を樽見鉄道に負担金を支払うような形で、道路敷、軌道敷、これと一体となって草刈り等を今実施しているところでございます。

議員御指摘のとおり、現状を確認させていただきますと、道路は舗装幅約2.3メートルほどで、近隣の方や沿線に農地を持っておられる方がよく利用されている道路と思いますが、現在の状況としては、特に路肩部分が舗装の開きやクラック等の舗装の損傷、劣化が見受けられる状況でございましたので、今後、舗装・修繕を検討させていただきたいと考えております。

[11番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 3番目の信号機の設置につきましては、昨日若園五朗議員も質問していただきましたもので、私も質問事項等入れておるようなわけでございます。

昨日執行部のほうの答弁では、1時間当たり300台の往来がなかったら無理だよということで、そういう結論をいただいておりますけれども、転ばぬ先のついで、あそこも以前は死亡事故も発生しておるような場所でございます、最近は本当に非常に車の往来も激しくて、特に新五六橋を渡って東から西へ、東西に走る市道23号線、このフジガミさんとサインフジさんがある東のほうに特に視界が悪くて見にくいんですよ。ですから、私もいつも、今日も、こちらのほうに議会に来る前に少し立っておるんですけど、本当に日中はまだいいんですけど、夕方とか朝なんかは本当に危のうございますから、ぜひとも昨日の回答ではないですけど、まだ設置には至らないということでございますけど、やはりこれも継続して、どうしても危ないから危ないからということで、そういうことを何回も交通安全委員会のほうでも言っていたかなと、確かに交通量は少のうございますから、その基準にはなかなかはまらないと思っておりますけど、そういうようなことで、特殊事情というような、私は考え方でおるんですけど、そういうことでひとつ、前向きな御返答をいただけないかと思っておるわけですけど、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 今の杉原議員のほうから御指摘の箇所についてでございますが、なかなか昨日御説明しましたように、県下のほうの警察署、公安委員会がつけるものですので、全体的な信号機の予算というのもあります。

それで、この間瑞穂市内の中で、やはりどうしてももう少し先に優先しないといけないというのがぼこぼこ出てくるとまた変わってしまうんですね。

ただ、私どものほうには、こういうお話があったところは、逐一整理してランキングをつけさせていただいて、これよりもどうなんだという話を内部ですてということで押していきますので、いつも状況等を調べさせていただいて、また押せるというときになりましたら、またそういうふうにさせていただきたいと思いますので、あまりいい回答ではないかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

[11番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） そういうことで認識をしていただいて、やはり年に数回ぐらいは一度やっぱり現場を見ていただくということも、これも必要かと思ひますから、そこら辺は非常に交通量も多くなってくると思ひますから、そういうことで現場のほうを見ていただいて、これは確かに杉原が言っておることは間違ひないなということを確認していただきまして、そういうことで、早期の信号機の設置のほうをよろしくお願ひいたします。

そうしまして、4つ目でございますけど、標識板の設置の件でございますけど、これは先ほども言ひました新設道路のところでございますけど、北五六橋の西交差点から北へ市道8-1259号線へ向かいます最初の東西に走っております市道8-1111号線なんですけど、先日も私ある用事でちょっと重里のほうへ行ってきましたら、この場所、本当に最近交通事故が多発しておりますよということで、私も昨年の12月の二十何日の夕方だったと思ひますけど、北方へ行きました帰り、帰ってきましたら大きな事故をやっておりました。

そういうことで、路面に止まれとか一旦停止の標識、そういうものをつけてもらえないかということで、重里の人からそういう依頼がございました。そういうことで、一度、百聞は一見にしかずで、その現場を見ていただきまして、これは設置が必要だなということでございましたら、早急に交通事故防止のために設置のほうをお願ひしたいということで担当部署の部長さん、御返答よろしくお願ひいたします。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 今の杉原議員から御指摘のありました交差点につきましては、地元の自治会からも一時停止線の要望が出ておりました。今年度、警察署、公安委員会とともにですが、要望をするため交通量調査を実施しました。

それぞれ1時間当たりの交通量は南北の主たる道路、南北の主道路が160台、東西の従たる道路、従道路のほうで6台ということで、市から要望するに当たりまして、北方警察署へ事前の相談も行っております。南北の主道路は、センターラインがあつて従道路との幅員の差も明確であるということで、また見通しのよい交差点でもあるということから、一時停止線による規制は不要という判断をされました。

また、事前相談時に、北方警察署のほうからも消えかけていたセンターラインと外側線、破

線の復旧を指摘されていまして、先月、2月中に道路の主たるとか従たるという主従関係を明確にするために、センターラインの外側線の引き直しも完了させてもらっていますので、対応はできているというふうに今のところは見ております。

当該交差点に関わらず、交差点に進入する際は徐行する義務等がありますので、交通マナーを徹底するように、少しでも交通事故が減少するように啓発活動に力を入れていきたいと思っておりますので、また状況は先ほども信号の箇所と同じく、指導員たちも回りますので、要望があったところとか死亡事故があったところというのは巡回するようにはしますので、また様子を見させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

〔11番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 次に、小学校1クラス35人学級と、教科担任の導入につきまして、質問させていただくわけですが、今日、トップバッターで広瀬議員が事細かくいろんなことを質問されておられます。また重複する部分もございますけど、そこは教育長のほうから選択していただきまして、こういうことをストロングポイントとして意見を述べたいということがございますと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

2020年代は、教育改革の時代であると言われております。改革の一つにGIGAスクール構想で、2019年12月に文科省が打ち出した構想であります。

1人1台の端末と高速大容量の通信ネットワークを整備することを目的とし、これからの時代に向けた教育環境の整備や最適な教育を実現するための構想でございます。

2つ目には、2020年12月17日に萩生田文科大臣が、2021年より5年かけて35人学級を引き下げると発表をされました。40人学級導入の第5次改善計画、昭和55年度に開始から実に40年ぶりの改善と言われております。

3つ目には、2021年1月に中央教育審議会、中教審というわけでございますが、小・中学校の教育の在り方に関する答申を取りまとめ、小学5・6年で専門の教員が教える教科担任制を、2022年度をめどに本格的に導入し、対象教科に理科と算数と、そして英語を例示したということで、最初に今の35人学級導入に対する準備体制についてお伺いをいたします。

これは義務標準法の改正のよるものであり、その骨子は少人数によるきめ細かな指導体制を計画的に整備し、安全・安心な教育環境とICT等の活用による新たな学びを実現するために義務標準法を改正し、公立小学校の学級編制の標準を5年かけて35人に引き下げるものでございます。

この35人学級の導入に関する課題ということで、私は教育関係のほうは全く無知なものでございますが、とっさに考えたのは、これは教室が不足するんだなあということは思いつきましたけど、やはりこれは教育現場の教育長が一番よく分かっておられますし、いろんな課題とい

うことも熟知しておられるというようなことで、ここで解決すべき種々の問題が予測されると
思いますが、その具体的な課題をここでお示しいただきたいというように思っております。

教育長、よろしく願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 小学校の35人学級の導入についての御質問でございますが、午前中も
広瀬議員からもありましたが、若干視点を変えながら答弁させていただきたいと思っております。

午前中もお話ししたとおり、35人学級が導入されますと、例えば35人を超えた人数、36とか
7とか8、この人数になると2学級になります。そうすると、自動的に教室が1つ要ります。
学級担任も1人要ります。という状況でございます。

お話ししたように、国は小学校1年生の来年度の2年生までやりましょうというところですが、
県は2年も3年もやっております。そこで令和3年度が実際どうなのかというところへ持
っていきますと、岐阜県は独自に4年生をやりましょうという案で今おります。

では、4年生で導入した場合、1・2・3・4が35人学級になり、5・6年生は40人学級の
ままになります。じゃあ、教室とか教員はどうかという具体的なところでお話しします。

35人学級を4年生に導入した場合、例えば穂積小学校、ここを例にお話しします。

令和2年度である本年度、どんな状態かといいますと、1年生から学級数を言います。4・
5・4・4・4・4というように、ほとんどの学年が4学級で、2年生だけが5学級になって
おります。

これが通常、私たちが考えていたのは、1月まで考えていたのは、4・4・5・3・4・4
という予定をしておりました。つまり1つ学級は減ると思っていました。というのは、境界線
ぐらいのそれぐらいの人数が今の3年生の人数なんです。ところが、これが4年生になっても
35人学級をやるということになりましたので、急遽これ2月の半ば過ぎですけど、4年生も4
というふうになりました。そうすると来年度は4・4・5・4・4・4となるんですね。とす
るとこれは、教室の数も今年と一緒です。ですので、必要な教員も同じということで、対応で
きるという状況があるわけですね。

これはほかの学校でも非常によく似ておりますが、若干学校によって違うわけですけど、こ
のような状況が生まれているのが市内全体でございます。

ですから、特段大きく学級が、教室が必要になるとか、教員が必要になるという状況は生ま
れてまいりませんが、我々は少なくとも、本年度から5年間のシミュレーションをしております。
その中で、今後どうかということについては、あくまでもシミュレーションなので、どう
変化するか分かりませんが、そのことを踏まえて財政的な面であるとか、教室の数であるとか
いうのをきちっと確保できるかという見通しを持っております。

教室の部屋の数については大きな問題はないだろうと思われます。ただ、増えた場合に、これも午前中にお話ししましたように、例えば教壇が要るとか、担任の机が要るとか、給食配膳台が要るとか、こういうような教室備品、あるいは電子黒板といったような教材備品が必要になってくるという財政措置が必要となりますので、少なくとも5年までは見通しを持って今進めているというところが現状でございます。よろしいですか。

[11番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） では次に、小学校の教科担任制の導入について質問をさせていただきます。

これも午前中、広瀬武雄議員が質問されまして、また詳細にわたりまして教育長から御返答をいただきました。

それで、私はこの来年度から教科担任制を導入した場合に、最少人数学校のクラスと最大人数の学校のクラスが、理科・算数・英語の教科担任制を導入した場合に、従来の学級担任制と教科担任制を比較した場合に、教員数は何人ほど必要かということと、それから2022年度から教科担任制をスムーズに運営するための準備体制づくりの課題は何かと。3つ目の教師側、生徒側のデメリット・メリット、これは広瀬議員のところでも御説明いただきましたけど、時間の関係もございまして、これは割愛をさせていただきます。

この2問につきまして、御回答いただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（庄田昭人君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 小学校の教科担任制の導入につきましても、午前中もありましたが、必要な教員の数はどうなのかというところで、大きな学校と小規模な学校で比較してということでお話をさせていただきます。

現在、いろんな形での教科担任制をやっていますが、ここで本当に目指す教科担任制というのは、学級担任以外に専門教科を教える教員が必要になってくると私たちは捉えます。

そうした場合、例えば英語を例に取りますが、英語で教科担任制をした場合、どのようになるかといいますと、実際3年生、4年生は週1時間でございます、1週間の間に1時間。5年生、6年生は週に2時間やっておる状況です。

例えばこれが大きな学校で4学級ある学校になりますと、全部で英語の時間が3年生、4年生、5年生、6年生、何時間あるかというところ、3年生と4年生は4時間ずつあります。4学級なので、週1時間なので、4時間というこまがあります。5年生、6年生になると週に2回なので、4クラスあれば8時間、英語の時間が8時間。6年生も英語の時間が4学級で8時間あります。全部合わせると24時間という英語の時間が穂積小学校の3年生から6年生まであるわけです。

これを教科担任1人が担任以外でやりましようとなると、完全に1人要ります。ところが、小規模な学校、例に挙げますと中小学校なんかは、学年1クラスでございます。そうすると、3年生は週1時間なので1時間要ります。4年生も1時間要って2時間ですね、これで。5年生、6年生は週に2時間なので、2時間、2時間、合計で学校全体で言えば6時間になります。これで1人ということはちょっとあり得ないです。

そうすると、学校に1人はいなくても、西小と中小で兼務をかけるとかというような状況は生まれてまいります。こういうことを私たちは計算して、何人の教員が必要なのかという配当要求を県の教育委員会に出すという状況がありますが、本格的に導入すると決まった場合に、どの教科という指定が来るのか、学校で考えて教科を決めてほしいとか、学年や教科によって授業の時間数が違いますので、この辺りは慎重に検討しながら進めていかなきゃいけないというのは、教科担任制導入する際の大きな課題で、我々は今考えているというところでございます。

[11番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 教育長は、先見力が非常に卓越した方でございますから、常に前へ前へというふうで、いろんな課題を見つけ、またその対応策も考えておられますから、非常にそういう点では安心してお任せできるなということで、またこれからいろんな課題も出てくると思いますが、それは一つ一つ、生徒の立場ということも十分配慮していただきまして、バランスのよい教育行政を推進していただきたいというふうに思っておりますから、よろしく願いいたします。

最後になりましたが、これは鹿野部長にお願いをしたいわけでございますが、農振法の整備計画の見直しということで、昨日も少し若園議員のほうから質問がございまして、お答えをいただきましたんですけど、私、手前みそで申し訳ないんですけど、議員になりまして5年目になるわけです。私も最初から終始一貫、この農振の除外を何とかならんかならんかということで、口酸っぱく言っておりましたけど、なかなか日の目を見るのがなかったんですけど、鹿野部長とそれから井上商工農政観光課長の御尽力によりまして、農業委員会のほうに諮問をしていただきまして、ようよう日の目を見るようなことになりました。

本題に入りますけど、実はこの間につきまして、なかなか難しいハードルの高い問題であったと思います。けど、先ほど来言いますけど、鹿野部長と井上課長が本当に御尽力を賜りまして、農政部会等でいろいろと侍たちを相手に話をしていただきまして、私の質問書は2月1日だったんですけど、先日の産業建設委員会、3月4日にありましたときに、協議会のほうでまた新たにこの変更の適合基準ということで、資料を頂きました。

それを基に、これは事前通告していなかったんですけど、先ほど鹿野部長にこういうことで、やはり分かりやすく、これ特に中校区と西校区の地権者の農地を持ってもらえる農振地域の方

※ 後刻訂正発言あり

しか該当しない問題なんでございますけど、そういうことで、やはり正しい情報を与えてもらわないと、なかなか一般の農耕者は分かりませんから、この場で鹿野部長に今回の適用基準の見直しができましたことを説明していただいて、特に一番私がポイントになっていますのは、今回、中校区は農振除外のところが苗場のところで3ヘクタール、西校区は8ヘクタール、これは認められると、その中でも中校区は条件つきで、美江寺の樽見鉄道から東側は白地ですから、その2ヘクタールを残した1ヘクタールですよということを先般の資料で頂いております。ですから、その8ヘクタールとそれから3ヘクタールに設定されました基準というものも、平成22年から令和元年度までの西校区の人口の増減、中小学校区の人口の減ということ、そこら辺をカバーするための8ヘクタールとか3ヘクタールの算出だということは、一応この資料では分かりますけど、もう少し、私の理解等が間違っておりましたら大変なことになりますから、鹿野部長のほうからそこら辺は詳細にわたって御説明をいただきたいというふうに思っていますからよろしく願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 瑞穂農業振興地域整備計画の変更に関する農振除外に係る瑞穂市の適合基準につきましては、西小学校区及び中小学校における人口減少により、自治会、小学校等の地域コミュニティの機能を低下させ、居住する者の日常生活への影響が懸念されることから、令和元年8月から農業委員会等関係団体と協議を行ってまいりました。

この内容につきましては、令和2年6月議会定例会の産業建設委員会協議会におきましても説明させていただきましたことも、議員御承知のことと思います。

しかし、私どもの御説明も不十分であったこともあり、一部には一般個人住宅がどこでも建てられるような拡大解釈をされ、誤解を招くような内容の理解をされた住民の方もあったようで、農業委員会の中では単に人口減少したから集落周辺で農振除外が可能となるような曖昧な表現がこのような誤解を招いたといった点から、一旦これまで提案していました見直し案は認められないという判断となりました。

現実に、市長部局の都市整備部長をしております私としては、片や農業委員会の事務局長をしております。農業委員会としては積極的に農振除外を容認するという立場ではございませんので、全く相反する利害関係を調整しながら、再度見直し案の再度の見直し案を作成したところでございます。

ただいま議員御紹介のとおり、もうちょっと根拠を持って、どこの区域を農振除外するんだといったところを、もう少し具体的な数字を持って農業委員会にお示ししました。これが先ほど、議員御紹介されました今回の産業建設委員会のほうで配付いたしました資料になります。

まず私どもとしては、西小学校区、中小学校区の人口が、平成22年度から令和元年度まで、この10年間で人口推移がどうなったかというところを調べさせていただきました。西小学校区

では平成22年度から令和元年度まで320人の減少になっております。中小学校区では同じくこの10年間で120人の減少になっております。この人口を10年前に戻す、カバーするといった意味合いでもって、通常の住居系用途の適正規模、これは1ヘクタール当たり40人と基準がございます。この40人から割り戻しまして、西小学校区では320人の減少を40で割った8ヘクタール、また中小学校区では120人の40人で割った3ヘクタールを今回、農振除外を容認しようというような結論に至ったわけでございます。

ただし、美江寺においては樽見鉄道美江寺駅東付近に約2ヘクタールの農振白地のまだ使われていない未利用地がございますので、その農振除外を認める区域を定めずに中小学校の校区の3ヘクタールのうち2ヘクタールについては当該農振白地の代替地とされるようにというような御説明をさせていただいたところでございます。

こういった内容で、農業委員会のほうでは、当該地区の人口減少についてはよく御理解をさせていただいておりますので、再度既存集落及びその周辺で農業の担い手による農地の集積・集約化に支障を及ぼさないと認められる区域で、道路、河川、水路及び宅地に囲まれた区域内において一定の面積を許容することにつきまして、改めて協議を行ったところでございます。

これに併せまして、工場、事務所等の施設用地につきましても、同様の条件にて一定の範囲で許容する項目も新たに付け加えさせていただいたところでございます。

その後、令和3年1月の農業委員会の農地部会にて、今までに農振除外した案件の面積や地区内の空き家の状況、農振白地での未利用地の状況等を詳細に説明を行い、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に基づき、市の経済事情の変動、その他情勢の推移に必要なが生じた場合には、この計画を変更しなければならないという規定に鑑みまして、今回の改正はやむを得ないといった判断をいただき、農業委員会総会で御承認をいただいたというような経緯になっております。

見直しの内容につきましては、先日、若園五朗議員に御説明した内容になっております。

このような改正につきましては、現在、2つの適合基準を新たに令和3年4月から追加した4つの基準にて運用を開始したいというふうに考えておるところでございます。

[11番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 私、ちょっと質問のときに失言しましたもので、訂正をさせていただきます。

※
農振の関係の質問をしたときに、農業委員会の方々のことを不適切な表現で質問しました。
これは農業委員会のメンバーの方々というふうに、そういうふうに訂正をお願いしたいと思います。

これで、私の質問を終わらせていただくわけなんですけど、私、個人的なことを申し上げます

※ 訂正発言

してちょっと恐縮なんですけど、私も一般質問で、議員になりまして5年、ですから年4回で20回、でも2回あれでしたんですけど、18回のうち十三、四回は鹿野部長中心の質問ばかりだったというふうに思っております。私も議員になりまして、産業政策と行財政改革を私の2つの柱にして、一般質問もこれを中心にやってきましたけど、とにかくこの産業政策、この都市計画、それから農地の問題、企業誘致の問題、こういうことは法律絡みで本当に私も全く分からなかったです。そういう点で、よく鹿野部長にお聞きして、本当に親切丁寧に教えていただきましたけれども、まだまだ本当にひよっこで分かりませんが、本当にそういう点では少しは私なりに自信らしきものが出てきたのかなということは、これは鹿野部長の御指導のたまものだというふうで、この場をお借りしまして、厚くお礼を申し上げます。

これもちまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） ただいまの杉原議員の発言の訂正については許可します。

これで、11番 杉原克巳君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（庄田昭人君） 以上で、本日に予定していました一般質問は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。ありがとうございました。

散会 午後4時28分

